

平成 25 年第 4 回多賀城市議会定例会会議録（第 3 号）

平成 25 年 12 月 17 日（火曜日）

出席議員（18 名）

議長 板橋 恵一

1 番 柳原 清 議員

2 番 戸津川 晴美 議員

3 番 江口 正夫 議員

4 番 深谷 晃祐 議員

5 番 伏谷 修一 議員

6 番 米澤 まき子 議員

7 番 金野 次男 議員

8 番 藤原 益栄 議員

9 番 佐藤 恵子 議員

10 番 森 長一郎 議員

11 番 松村 敬子 議員

12 番 阿部 正幸 議員

13 番 根本 朝栄 議員

14 番 雨森 修一 議員

15番 吉田 瑞生 議員

16番 昌浦 泰巳 議員

17番 竹谷 英昭 議員

◎欠席議員（なし）

◎説明のため出席した者の職氏名

市長 菊地 健次郎

副市長 鈴木 明広

監査委員 菅野 昌治

市長公室長 菅野 昌彦

総務部長 内海 啓二

市民経済部長 伊藤 一雄

保健福祉部長 鈴木 健太郎

建設部長 鈴木 裕

総務部次長(兼)総務課長 竹谷 敏和

市民経済部次長(兼)生活環境課長 佐藤 秀業

保健福祉部次長(兼)社会福祉課長 片山 達也

建設部理事(兼)建設部次長(兼)都市計画課長 永沢 正輝

市長公室震災復興推進局長 鈴木 学

市長公室参事(兼)市長公室長補佐(行政経営担当) 吉田 真美

市長公室参事(兼)市長公室長補佐(財政経営担当) 萱場 賢一

市長公室副理事(兼)市長公室長補佐(政策秘書担当) 郷家 栄一

会計管理者 紺野 哲哉

教育委員会教育長 菊地 昭吾

教育委員会事務局副教育長(兼)教育総務課長 大森 晃

水道事業管理者 佐藤 敏夫

上水道部次長(兼)管理課長 阿部 博光

◎事務局出席職員職氏名

事務局長 伊藤 敏明

参事(兼)局長補佐 長瀬 義博

主事 熊谷 路子

午前 10 時 00 分 開議

○議長（板橋恵一）

おはようございます。

きょう、あすと一般質問です。質問は逸脱していないように、通告どおり御質問をお願いします。執行部のほうも端的に答弁をお願いします。きょうも慎重審議、よろしくをお願いします。

これより本日の会議を開きます。

本日の日程は、お手元に配付いたしました議事日程第3号のとおりであります。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（板橋恵一）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第106条の規定により、議長において佐藤恵子議員及び森長一郎議員を指名いたします。

日程第2 一般質問

○議長（板橋恵一）

日程第2、一般質問を行います。

質問の通告がありますので、順次、発言を許します。

なお、質問者並びに回答者は簡潔に要領よく発言し、議事の進行に御協力を願います。

16番昌浦泰巳議員の登壇を許します。昌浦議員。

（16番 昌浦泰巳議員登壇）

○16番（昌浦泰巳議員）

私の質問は、新多賀城市立図書館についてです。

私は、新図書館の駅前移転に否を唱える気持ちはありません。しかし、新図書館の運営にCCC、カルチュア・コンビニエンス・クラブを指定管理者に選定することには断固として反対をいたします。

残念なことに、指定管理者制度導入と CCC を指定管理者とする方針を市教育委員会は 11 月 22 日に策定した第 2 次図書館基本計画と図書館移転計画に盛り込みました。このことは、12 月 2 日の第 28 回東日本大震災調査特別委員会で、新図書館に指定管理者制度を導入し、指定管理者としては CCC を予定している旨、教育長からの私の質疑に対する答弁で明確になりました。

今年 7 月 11 日、東京都の代官山書店で開催された CCC との共同記者会見において、市長は、東北随一の文化交流拠点の整備と誇らしげに語られました。本来なら市議会の決議や業者選定の決議を経てから進めるべき一大事業であるはずなのに、2015 年 7 月にオープンありきと焦点を定め、まさに工程を逆算して CCC との連携協定を締結した感があります。全体構想や設計建築の段階から依頼する提携内容では、白紙撤回という後戻りのできない CCC と親密度の深い進め方となり、東北随一の文化交流拠点の整備としたい市長の思惑とは裏腹に、余りにも未熟で、市民の考えが盛り込まれない、市民不在の CCC との連携協定であると強く感じざるを得ません。

指定管理者に求められる図書館管理の実績も、ノウハウさえ乏しい業者選定を行ったことで、私の記憶にある問題事例として、仮設住宅の管理運営の実績評価があります。共立メンテナンスが東松島市におけるたった 1 日の実績だけで委託業者として選定され、巡回や管理の基本的ノウハウのないままに山王仮設住宅において重大な過失と禍根を残しました。同じ轍を踏むことにならないためにも、これから一連の質問をさせていただきます。

最初に、教育長にお尋ねいたします。

市民の目線で考えると、現在の公立図書館の目的とは何か、市民が期待するものは何かは、おのずからどのような管理運営が望ましいのか見えてくるはずですが、新図書館の建設構想を頭に描いたとき、公立図書館の目的を考えられるかと思えますので、その主要な目的のうち 3 つを御回答願います。これは業務、それから運営等も含めて広い範疇での目的というふうに御理解いただきたいと思えます。

通告にも記載しましたが、これからは市長に御回答願います。

図書館法第 17 条と CCC が計画している有料のスターボックスの飲食物、有料販売の書店とのすみ分けは明確なのでしょうか。図書館法第 17 条では、公立図書館は、入場料、その他図書館資料の利用に対するいかなる対価も徴収してはならないとあるのは市長も御存じでしょうが、CCC による新多賀城市立図書館の設計・デザインから単純に判断しても、図書館利用の本と販売目的の本が混在、同居するトラブルは避けられないのではないでしょ

うか。吹き抜け等の設計・デザインの重視のために延べ床面積がかなり狭くなり、それぞれのフロアを図書館専用にし、その他の書店あるいはレンタル事業、カフェ部門を明確に区別することは困難ではないでしょうか。当然ながら民間業者としての利益重視及び設計・デザインよりも話題性重視が先に立っているのです。市長及び随行者が本年 3 月に武雄市図書館を現地視察されたときに、公立図書館と利益を追求する民間業者が同居する施設等の問題について、どの程度確認、把握できたのかをお聞かせ願います。

市長は、本年 3 月に武雄市図書館を現地視察されたとき、隣接する伊万里市民図書館まで足を伸ばすことはお考えにならなかったのでしょうか。国道 498 号線で両市はつながっております。車で 30 分程度ほど、これは武雄市図書館と伊万里市民図書館の距離でございます。伊万里市民図書館係長の末次さんから電話で 12 月 10 日にお聞きしました。事前の調査が十分であれば、伊万里市民図書館の視察を組み入れることを除外することはあり得ないことと考えます。市長も、私の一般質問通告書によって伊万里市民図書館の概要は既にお調べになっておられると存じますが、あえて私のほうから概要を申し上げます。

伊万里市の人口は 5 万 7,000 人ほどで、予算もほぼ本市と同規模です。伊万里市民図書館は、建物としては特別な特徴はありませんが、子供向け事業だけでなく市民向けのソフトサービスが他の図書館と大きく異なっています。その結果、次の重要なポイントが見えてきます。

ポイントの 1、平成 7 年の開館以来、毎年コンスタントに 50 万冊以上、市民 1 人当たり 9 冊前後の貸し出し件数があります。本市の利用率、2012 年の実績で 4.8 冊のほぼ倍であります。蔵書数は 37 万 5,000 冊と、こちらも本市の約 20 万 7,000 冊の約 2 倍近くあります。

ポイントの 2、毎年度の事業を調べると、子供に対する本との出会いを推進するものが多彩です。伊万里市民図書館における子供に対する事業を分析するために、子供の位置づけを将来の市の財産としていることが見えてきます。もちろん多くの市民が行政に対しての理解と協力を惜しんでいないこともあるんです。

ポイントの 3、1997 年に喫茶室「あおぞら」を開店しています。これは福祉施設運営であり、障害をお持ちの方にも十分な配慮がある行政であることが理解できます。

市長、伊万里市民図書館の 3 つの特徴的なポイントを述べましたが、これをお聞きになったら、伊万里市民図書館を視察予定に加えなかったことを悔やみませんか。前述の伊万里市民図書館末次係長のお話では、近時、武雄市図書館と伊万里市民図書館をワンセットとした

視察が急増しているとのこと。効果的な行政視察とは、目的とスケジュールが決まれば、目的を最大限にし遂げるのが本筋ではないでしょうか。武雄市だけで精いっぱいだったという理屈は市民のための新しい図書館建設の目的と移動距離を考えても成り立たないほどの近距離に、武雄市とは真逆の図書館があるのです。なぜ伊万里市民図書館を視察先に選ばなかったのか御回答願います。

公立図書館における T ポイントカード利用問題は、個人情報取り扱いに不透明さがあり、私なりに、地方公共団体における個人情報保護に関する条例を研究しました。多賀城市個人情報保護条例の第 2 条において、個人に関する情報に含まれるのは、氏名、生年月日、その他の記述等により特定の個人を識別することができるものをいうとあります。図書館利用においては、利用時間、貸し出した本の内容も含まれます。これは多くの行政機関の法並びに条例と同様の照合可能型になっています。これは従来の図書館専用や住民基本台帳の ID なら何らの問題はありません。

市長、ここで非常に重要な確認をいたします。

CCC が考えている T ポイントの利用者については、T ポイントカード番号を図書館 ID へ変換するシステム上の操作、これは図書館関連のみに限定が必要になることを契約書面上で確実に確約するものでしょうか。行政側にこのシステムを確認できるスキルを持ち合わせた人物はおられるのでしょうか。一旦、CCC 側のサーバー本体に図書館データが送付されれば、IT スキルのある専門家でも、図書館以外の T ポイントカード提携業者と同様の T ポイントカード利用者の消費動向などの分析資料として使用されるのではと考えます。専門家でもなかなかこれは追跡が難しいです。それで、図書館以外の T ポイントカード提携という形になります。

T ポイントカードが当市に導入されたなら、武雄市の場合に限らず、95%以上が T ポイントカードを選択するでしょう。それは図書館の本の借り出し回数だけで 1 ポイント 3 円が付与されるものですから、利用しなければ損と市民は考えるでしょう。T ポイントカードから得られる情報は、民間企業としては最大限利用するはずで、図書館利用に限定した分析利用ではないはずで、約 4,500 万枚と言われる T ポイントカードの利用者分析情報は、図書館利用者のデータの一般消費者の消費動向として組み入れられるはずで、T ポイントカード利用者全体からすれば図書館利用のデータは少ないかもしれませんが、T ポイントカード利用他社、コンビニ、スポーツ、映像、音楽、書籍や新聞、カラオケ、ホテル、旅行関連等、多種多様にも情報は共有されます。

市長は、このような民間企業として T ポイントカード利用者の情報活用は当然として容認

されるのでしょうか。これに関連し、公立図書館利用でポイント付与することの法的解釈、特に私が危惧するのは刑法第 197 条や 198 条などの贈収賄関連についてでございます。市長は、しかるべき法律学者などと事前に相談しているのでしょうか。この公立図書館利用で金銭に換算できるポイントを付与するという問題は、これまでになかった案件ですので、まだ判例はありません。

T ポイントカードはまさにブラックボックスであり、管理運営業務における透明性や責任体制が不明確になっては、本市行政の中に市民のコントロールが及ばない領域をつくってしまうことにならないでしょうか。指定管理者に管理を任そうと市長並びに市教委はお考えですが、市立図書館は、あくまでも本市の公の施設であることに変わりはないことを申し上げ、T ポイントカード利用に対する私の疑問にお答え願います。

市長は、図書館の指定管理者としての実績を有する民間業者をどれだけ御存じでしょうか。事前に質問要旨で通告しておりますから、当然ながら業者、その実績等も調査されておられるものと存じます。その中で CCC に建設計画案を依頼し、指定管理者とする根拠は何でしょうか。

最後になります。市長にお答えいただく最後の質問です。

武雄市図書館は 2000 年 10 月に佐賀県快適建築賞・特別賞を受賞した美しい図書館でしたが、CCC によって失われたものはどのようなものか、3 月に現地視察して市長は御認識されておられますでしょうか。

最後に、教育長にお伺いします。

CCC を指定管理者に選定することでどれほどの経費が削減されるのか、ぜひ知りたいのです。通告書に記載したとおりの人件費のみ御回答願います。

策定された計画によると、新図書館の開館時間は午前 9 時から午後 9 時 30 分で、休館日は毎月末日、そして年末年始のみとなるようです。そのため正職員を現行の倍の 16 人とする内容ですね。この中には書店やレンタル部門の人数も含まれていると想定します。なぜなら、生涯学習課長が以前、ジョブ・ローテーションなる言葉で説明したことからです。実質的な図書館運営に関する人件費がどのように試算しているのでしょうか。

質問の締めくくりに、ぜひとも実現してほしい要望を申し上げます。

伊万里市民図書館にあり、武雄市図書館と多賀城市立図書館にないものが1つございます。謎かけのようでございますが、答えは音読みで「ミン」、訓読みで「たみ」、その字でありませぬ。市民という字が抜けている。伊万里市民図書館を研究すればするほど、伊万里市民のための市民図書館だと感じました。本市の新図書館は、ぜひとも多賀城市民図書館と、新図書館は命名していただきたいと存じます。

以上で、登壇での質問を終わらせていただきます。

○議長（板橋恵一）

市長答弁の前に昌浦議員に確認しますが、質問通告の（4）設計計画、あと7の武雄市立図書館云々の項目が質問要旨の中に入っていないような気がするんですが、その辺はどうなっていますか。7番、入っていますか。（「はい」の声あり）4番は入っていますか。昌浦議員。

○16番（昌浦泰巳議員）

4番はちょっとうっかりとしまして、質問の中に盛り込むとき失念したと思います。ですから、要は御回答いただかなくて結構です。

○議長（板橋恵一）

市長の答弁を求めます。市長。（4）は削除してください。

（市長 菊地健次郎登壇）

○市長（菊地健次郎）

昌浦議員の御質問にお答えいたします。

1点目と8点目につきましては教育長から、2点目から7点目までは私からお答えしますので、よろしく申し上げます。

初めに、2点目の図書館法第17条と書店等とのすみ分けについてでございますが、そもそも図書館施設は独立した存在であり、商業施設との混在はございません。現在、駅北開発株式会社及び出店事業者等と調整を行っていく段階でございますが、商業施設と図書館施設

のエリアは、建物の配置上も明確に区分されているものと考えております。

3点目の視察に関する御質問についてですが、私はこれまでも申し上げてきましたように、多くの市民が集い、交流できる多賀城駅前の文化交流の拠点づくりに当たり、書店誘致の可能性を模索しておりました。そのような折、カルチュア・コンビニエンス・クラブ株式会社が武雄市立図書館の指定管理者となることを知り、公共セクターと連携した新たな取り組みを視察するため急遽日程を調整し、3月30日に開催された武雄市立図書館の内覧会に参加させていただくこととしたものでございます。

このように3月の視察では、官民連携のもとで文化のインフラ整備がいかに行われているかということの主眼としたものでございますから、他市の図書館については行程に組み込まなかったものでございます。

続いて、5点目のTポイントの利用につきましては、Tカード及びTポイントを図書館で利用するか否かは教育委員会において検討されるべき事項だと認識しておりますけれども、現時点では具体的検討までには至っていないと承知しております。刑法の198条とかおっしゃったわけですが、これも含めて、具体的検討に際しましては私としても研究してまいりたいと考えております。

それから、6点目の指定管理者関係に関する御質問でございますが、私は4月11日の記者会見において、復興のシンボルとして位置づけた多賀城駅周辺の市街地整備事業において、多くの市民が集い、交流できる、そして誇りに思ってもらえる場所として最高・最良の文化を提供できるインフラ整備を実現し、図書館を中核とした東北随一の文化交流拠点づくりを推進していきたいと発表いたしました。その際、駅前という立地条件を最大限に生かしたサービスを提供できる施設とするために行政と民間とがそれぞれの強みを生かし、それぞれの資源をより効果的に活用することを目的にパブリック・プライベート・パートナーシップという枠組みで取り組んでいくこととしたものでございます。

そこで、多様な価値観に対応できる文化提供のインフラづくりのノウハウと実績を有するカルチュア・コンビニエンス・クラブ株式会社と文化交流拠点の整備に関する連携協定を締結し、構想全般に係る企画提案をいただくことにしたものであって、図書館の建設計画について依頼しているという事実はございません。

私も図書館の指定管理を受託している事業者が複数いることは存じておりますけれども、指定管理候補者の選定に関しましては、教育委員会の決定を尊重したいと考えております。

7 点目の武雄市立図書館につきましては、それぞれの地域の社会的課題に応じて公共施設のありようも多様であるべきと考えております。他市の公共施設のありようについて、全ての事実や事情を承知しているわけでもございませんので、申し述べる立場にはございません。

私からは以上でございます。

○議長（板橋恵一）

教育長。

（教育長 菊地昭吾登壇）

○教育長（菊地昭吾）

それでは、昌浦議員の御質問にお答えを申し上げます。

1 点目の図書館の目的についてというような御質問であります。公立図書館は、あまねく人々の教育・文化の発展に寄与するというふうな基本でございますが、第 2 条を申し上げれば、図書館とは、図書、記録、その他必要な資料を収集し、整理し、保存して一般公衆の利用に寄与し、その教養、調査研究、レクリエーション等に資することを目的とする施設と規定されておりますことから、移転する多賀城市立図書館は、これらを当然踏まえた上で、先般、多賀城市立図書館移転計画説明の際も申し上げましたとおり、次の 3 つの主要な取り組みを実施していきたいというふうに考えております。

1 つ目は、誰もが行きたくなる場とするための取り組み。2 つ目には、人々が集い、交流する場とするための取り組みです。そして 3 つ目には、大きく変化する地域社会に向き合い、行動する人材を育む場とする取り組みでございます。

8 点目の経費削減の予想についてでございますが、移転計画の説明の際にも申し上げましたが、移転後は現状の図書館の取り組みと比べまして、全ての面においてサービスを拡大及び向上させていきたいと考えております。これを実現する手段として、指定管理者制度を採用することがふさわしいということで結論に至ったわけでございます。

御存じのとおり、指定管理者制度は、運営経費や人件費の削減だけをその狙いとするものではないことから、今後、運営内容の精査とともに、それを支える経費の算出を行ってまいり

ます。したがって、現段階において人件費を含めた経費についてはお答えすることが難しい状況下でございます。

以上であります。よろしくお願い申し上げます。

○議長（板橋恵一）

昌浦議員。

○16番（昌浦泰巳議員）

教育長に御回答いただきましたけれども、(1)の主要な目的なんですけれども、現在の図書館事業の核である目的とはちょっとずれてはいるかもしれないけれども、逆に言えばこれは一番大事である子供に関する事業、これをちょっと、誰でも行きたくなるなとか、交流の場なんだということで述べていただいたけれども、子供育成事業ともう一つ、高齢者を対象としたということが今から外せない要件になると思うんです。高齢者が利用しやすい環境整備が重要だなと私は考えています。だから誰でも行きたくなる場という、当然それを盛り込んでいると思うんですよ。その辺、もし今、構想があるのであれば御回答いただきたいと思います。

同時に、史都というのが代名詞になっている多賀城市ですね。これは市長が進められたんですね。政庁を初めとする日本の三大特別史跡なものですから、いわば古代史とか、伊達家関連の江戸時代の中世史、それから多賀城海軍工廠関連の近代史、そして3月11日の以降の東日本大震災にかかわる現代史まで、発掘調査も含めて研究途上のものや大震災の記録などもこれから伝承を保存する、いわゆる教育長から最初にお話をいただいた調査研究、この辺にも図書館というのはすごくかわりを持っていると思うんです。これが公立図書館としての重要な事業の存続を考えた場合、CCCに図書館運営のほうを任せるような指定管理者制度というのは本当に妥当なのかどうか、その辺をお答えいただけるのであれば御回答をまずいただきたいと思います。

○議長（板橋恵一）

教育長。

○教育長（菊地昭吾）

子供あるいは高齢者というふうな話がありますが、図書館法は社会教育法のもとにあるわけでありまして、いつでも、誰でも、どこでも、これが社会教育の各般に当たる基本であります。当然そういうふうな子供たち、高齢者も含めて運営をしなければならない。しかも多賀城市図書館は35年前に、53年に立ち上げた。そのときには「郡山以北に図書館なし」と言われた時代に多賀城がスタートしたわけであります。

多賀城図書館と一口で言いますが、私はいつでも、その前に「市民」がついているというふうなことで、先ほどもお話があったように、市民のための多賀城市図書館というふうになれば、そういうふうな子供たちその他高齢者のあまねく人々に市立図書館は向いているということが大切であると思います。

それから、教育委員会には図書館協議会、社会教育委員、それから教育委員についての各組織がございます。当然その中でいろいろな御相談をしたわけでありましたが、やはりこれまでの図書館法というものをかたくなに守ってこの35年間を多賀城市は歩んできたわけでありまして。しかし、時代がいろいろと変革している。しかもネット社会とかデジタル社会等々、非常に多様な変革をする社会の中において図書館という、それが非常に重要なかなめでありまして、やはりそういうようなものにも向き合っていく。市民のいろいろなニーズも拡大していく。あるいは図書館自体がコミュニティーとどう向き合うのか、そういうものも大きく拡大している社会にあるということで、3委員会といいますか協議会といいますか、そういう中でいろいろな議論はありましたが、結論としてそういうふうなことがなされるということで指定管理者ということに達したわけでありまして。

こんなところでよろしいでしょうか。以上です。

○議長（板橋恵一）

昌浦議員。

○16番（昌浦泰巳議員）

高齢者をお考えかというところ、具体性に乏しいのでもう一度お答えしていただきたいのと、その調査研究の部分、こういう構想があるのであれば、それももう一度答えていただきたいと思います。

○議長（板橋恵一）

教育長。

○教育長（菊地昭吾）

先ほどもお話したように、あまねく人々のためにというようなことで、高齢者の方も含まれるのは当然であります。

それから、調査研究ということではありますが、これは図書館法の中に明記されておりますので、これを外すということはありませんということですので。以上です。

○議長（板橋恵一）

昌浦議員。

○16番（昌浦泰巳議員）

それでは、今度は2番のほうに行きたいと思います。

市長ね、混在はないと、明確に区分があるというふうにおっしゃいましたけれども、CCC側が提案している設計デザインの段階から結構問題あると思うんですよ。建設計画は依頼していないとおっしゃいましたけれども、ここで私混同しちゃったんですね。2番と4番、ごっちゃになったものですから、4番のほうをちょっと失念しました。

デザインとか周辺環境とかビルの外観も含めて委託しているようなんですけども、延べ床面積が6,600平方メートル、新しい施設における公立図書館とか書店、レンタル、カフェの面積は別にして、初め4階建てだったような気がするんですね、私。間違いであればそれは間違いだとおっしゃっていただければと。4階から3階になったように私記憶しているんですけども、この辺どういう経緯があったのか、私の勘違いなのか、4階から3階に設計構想が変わったのか、御答弁いただきます。

○議長（板橋恵一）

建設部長。

○建設部長（鈴木 裕）

基本設計を進める前段階では、おおむね 1 階・2 階を商業施設、書店という形の商業施設、3 階・4 階を図書館という形で、あと隣の別棟に立体駐車場という形で、最初の基本的な部分の基本設計が入る前の段階ではそのようなイメージを持っていましたが、その後、基本設計を進める中で、駐車場の台数の不足とかいろいろな店舗の部分の拡大とか、図書館の面積の空間の持っていく方とか、一体性とか、そういう基本設計の中で検討した上で 3 階にしまして、駐車場は別棟という形で南側に持っていくという計画で今進めておるとい状況でございます。

○議長（板橋恵一）

昌浦議員。

○16 番（昌浦泰巳議員）

わかりました。いろんなもろもろの所要の条件から 4 階から 3 階になったということですね。

では、私も含めてなんですけれども、甚大な津波の被害、あるいは地震の物すごい揺れを経験しておりますよね。宮城県沖や三陸沖を震源とする大地震は起こるんですね。やっぱり半世紀に一回ぐらいの割合で大きな揺れが来ているんでないかなという思いもするわけなんですけれども、このような全国でも有数な地震頻発地域と言っても過言でないと思いますけれども、それに津波も付随しますが、3 階部分は吹き抜けになっている設計で、3 メーターを超えるような高い書架を予定されているように見受けられるんですけれども、書籍の落下などでなく利用者の転落事故なんかも緊急の場合あり得るかなとも思うんですが、それはちょっと置いておきまして、防災上の危険があると思うんです。吹き抜けというのをどうして発想されたのか。大丈夫なのか。ここで念を押しておきたいので、御回答を願いたいと思います。

○議長（板橋恵一）

建設部長。

○建設部長（鈴木 裕）

空間の構成そのものについては、構造計算あるいは消防関係とか防災上の問題というのは全てクリアした上での設計になりますので、その辺は御心配なくて済むかというふうに考

えておりますので、そういう前提のもとに、吹き抜けという空間デザインを含めた構造的な検証をした上での設計になりますので、そういうのは心配ないというふうに考えてございます。

○議長（板橋恵一）

昌浦議員。

○16番（昌浦泰巳議員）

わかりました。再度確認しますよ、防災上から考えたときに、これは別なことなんですけれども、図書館の関係なんです、普通に閉架書庫をつくっているんですね。そしてそこで読みたい本を出してもらったほうが、やっぱり頼んだほうが私はいいいんじゃないのかなと思うんですよ。あえてこのぐらいの高さのものがあって、そこで踏み台を使ってとったりなんなりするよりも、開架書庫と閉架書庫というのを、これは図書館の専門家の方なら当然おわかりでしょうね。要は、奥の部屋に置いておいた閉架書庫、そこから出してもらったりしたほうが安全だと思いますけれども、いかがなものでしょうか。その辺の教育委員会の考え、答弁をお聞きしたいと思います。

それから、新図書館の建設には震災復興関連予算を充当する予定ですよ。CCC 任せの、任せと言ったら悪いが、建築の構想等を含めて、最低でも震度 5 前後ぐらいは十二分に耐えるような設計であるという回答はさっきいただいたけれども、それで本当に大丈夫なのか。

今度、書庫の問題に戻ると、高い書架では安全性にどうしても私は危惧するところなので、2点、まず震度 5 以上、どこまでの逆に震度に耐えるような設計をなさっているのか。これは建設部長。それから、後段の高い書架ではなくて、閉架書庫として一部今後ストックしておいて、司書から借り受けるような方法論がとれないのかどうかというのを確認のために質問したいと思います。

○議長（板橋恵一）

建設部長。

○建設部長（鈴木 裕）

今の耐震基準から言いますと、震度 6 弱までに耐え得る設計という形になっています。多分、東日本大震災以降さまざまな検証をした上で、恐らく建築基準法上の耐震基準は今後変える、もっと強くするという形になるかもしれませんが、現時点では神戸の大震災以降の関係で言いますと震度 6 弱までの耐震基準だったかというふうに記憶してございます。

先ほどの震災復興関連の予算が入るのではないかというお話でしたが、それはございません。通常の再開発事業の国の予算として入りますので、よろしくひとつお願いします。

○議長（板橋恵一）

教育長。

○教育長（菊地昭吾）

閉架にしてとってもらったほうがいいんじゃないかというふうなお話でございますが、市民図書館の時代の流れは、できるだけ多く開架の方向に向かって、スタート時代は恐らくほとんどお話をして裏から持ってきてもらうというふうな経過がスタートだったんですが、できるだけ多くの持っている図書をいつでも、誰でも取り出せるような、目に触れられるような開架の方向に時代が大きく向かって、さらに開架という時代でありますので、これによって安全かどうかということは、当然十分に留意して開架をして多くの方々に見てもらうというようなことでございますので、よろしくお願いします。

○議長（板橋恵一）

昌浦議員。

○16 番（昌浦泰巳議員）

わかりました。そのような考えで開架方式のほうを採用する。当然だと思いますが、できるだけ開架方式のほうがいいかもしれませんが、やはりものには程度というものがあると思うんですよ。棒高跳びみたいな、届かないところまで書架をつくるようなことは当然なさらないようにしていただきたい。これだけは強く要望ということを申し上げておきたいと思えます。

それでは、3 番目に移ります。

市長はいろいろ御答弁いただいて、公共セクター、書店的なもの、3月30日に行かれたという。しかしながら事前に、これは市長というよりも脇に控える職員の方、調査不足が否めないですね。なぜならば、先ほどの質問で申し上げたように、本当に30分で伊万里に行っちゃうんですよ。それで、多賀城が目指す方向とは逆の方向で伊万里の市長の考えなんです。残念なことに組み込まなかったという市長の答弁なんですけれども、かりそめにも東北随一の文化交流拠点整備基盤を市長が望まれるのであれば、どうなんでしょうね、伊万里市民図書館のように子供事業の拡充や、市民から信頼され、安定した図書館運営を重点課題としているところも。そんな離れているんだったらいいですよ、行かなくても。すぐ隣の市ですものね。どうなんですかその辺、予定を組み込んだのは市長御本人ではないと思うので、その辺で随行で行かれた方でどうしてそこに行かなかったのか。やっぱりさきの答弁で理解できないので御答弁いただきたいと思います。

○議長（板橋恵一）

市長公室長。

○市長公室長（菅野昌彦）

私もその日、市長に随行して参っておりますが、先ほど市長のほうからも御回答申し上げたとおり、代官山蔦屋書店を事前に見ておたわけでございますけれども、代官山のその地域に蔦屋書店が進出することによってまちづくりに非常にプラス効果があったといったことがまず第一前提としてございました。

今回、東北随一の文化交流拠点を目指すということで、その核となる図書館という考え方がございましたので、代官山蔦屋書店で成功をおさめたCCCが、このたび武雄市のほうで指定管理者として書店と図書館と融合した施設で新しく、武雄の場合も新しい図書館のありようであるとか、一つのまちづくりというような考え方で展開をされているというようなことでもございましたので、そういった視点で、ただ単なる図書館のリニューアルという部分ではなくて、図書館と書店と新たなまちづくりにどのような波及効果があるのかと。そういった観点で武雄市のほうに視察に行ったといったことを御理解いただきたいと思います。

○議長（板橋恵一）

昌浦議員。

○16番（昌浦泰巳議員）

それでは、5番目のほうに行きたいというふうに思いますけれども、市長の回答では、Tポイントの導入は教育委員会で具体的に検討するんだと。それで法的な部分は研究をされているというふうに御答弁があったように感じました。

私が指摘したように、非常に問題が多いんですよね。これは他の議員もお話をしているところでもあるんですけども、いわゆるTポイントというものがこれから広がりを見せていく中で、本市で利用された場合ですね、先ほど私が申し上げたような危惧があるんですよ。その辺の歯どめをきちんと、これは教育委員会やられると思うんですけども、実施していくのか。書面上のそういうものまで細かく、もし指定管理者になったならばやっていくのかどうか、その辺はぜひとも確認、今回の質問の中で山場みたいなところなので、きちんとした回答をいただきたいと思います。

○議長（板橋恵一）

教育長。

○教育長（菊地昭吾）

市長の答弁にもありましたが、これは教育委員会では協議会・委員会等々ございます。これについて、やるとかやらないとかというような相談はいたしておりません。当然これからこれについても協議会等々でお話し合いをしなくてはならないという状況かと思えます。以上でございます。

○議長（板橋恵一）

昌浦議員。

○16番（昌浦泰巳議員）

今の答弁から、それ以上のことはないと理解しましたが、個人情報というものの取り扱いを、もしTポイントというものを活用する云々という提案があったときには、先ほど私が登壇して読み上げたところあたりを考慮に入れて契約等を進めていただきたいなと願わずにはられません。

6番目ですけども、建設計画は依頼していない。これは設計業者の方なんだろうが、こ

これは基本的な枠組みとかをやっぱり CCC のほうに、駅前の周りなんかも含めてお願いしておられるんですけども、図書館運営の中で武雄の問題なんですけれども、指定管理者第 1 号となった CCC のですよ、指定管理者第 1 号となった武雄市立図書館は結構多くの問題が露呈しているんですね。貸し出し件数や入館者数などの実績数値をアップするために、コミック貸し出しを再開したとかいろいろな手法をもって来館者数とかをアップしているということやなんかもあるんですね。コミックの貸し出しを再開したようなんですけども、実績アップするためにそういうこともやって、何か「武雄市図書館いいんだよ」みたいなことになっていると思うんですよ。当局はその事実は御存じですよ。

○議長（板橋恵一）

市長公室長。

○市長公室長（菅野昌彦）

今私の手元にあります、これちょっと何月現在というのはいないんですが、武雄市の来館者数が、実績としては 26 万人が 80 万人、約 3.1 倍というような実績が報告されております。

先日、全国の図書館の関係者の集まる会議においても、このあたりの問題がいろいろ取り沙汰されたようでございますけれども、非常にやはり実績値としては非常に多く上がっているというような報告がございまして、それについて承知をしているものでございます。

○議長（板橋恵一）

昌浦議員。

○16 番（昌浦泰巳議員）

インターネットでいろいろ散見しますと、・・・しているんじゃないのかみたいな問題があったということをここでは申し上げておきたいと思います。

それで、神奈川県海老名市なんですけれども、本年の 11 月 21 日に、市立図書館を運営する指定管理者に、今いろいろ話題になっている CCC と図書館流通センター、これの共同事業体を選定すると発表したんですよ。なぜならば、話題性のある CCC、それと全国で約 390 もの図書館の運営委託を受けている図書館流通センターとジョイントベンチャー、共同事業体として選定した。「これってなあに」と考えると、私の勝手な判断かもしれないけ

れども、どうも CCC だけでは話題あっても心もとないと。武雄市で本年の 4 月 1 日です
ね、開館しているのは。私ノウハウとか実績とか CCC は余り持っていない。これから勉強
一途の企業ではないかと思っているんですよ。そこで海老名市では実績のある図書館流通
センターと話題性のある CCC を JV、ジョイントベンチャーにして指定管理者に任せるこ
とになった。

どうして多賀城市は、海老名市のような名を捨てて実をとるような選定をお考えにならな
かったのか。いや、したんだけど、やめたとか、まるきりわからなかったのか、御答弁
いただきます。

○議長（板橋恵一）

市長公室長。

○市長公室長（菅野昌彦）

今、昌浦議員のほうからあったお話でございますけれども、神奈川県海老名市で、確かに
今月の 13 日にカルチャ・コンビニエンス・クラブと図書館流通センターによる共同事業
体での指定管理者の議会での承認が得られたという事実

はございます。ただ、共同事業体として今回、指定管理者を受け入れられたというその背景
についてはまだ我々情報入手しておりませんので、それは今後いろいろと調べさせていた
だきたいと思えます。

○議長（板橋恵一）

昌浦議員。

○16 番（昌浦泰巳議員）

大事なことなんです。これから状況調べるのではなくて、耳目をそばだてていろいろな情報
収集をしていただかなければならないと、つくづく今の答弁で感じました。ですから、今
後、海老名市の動向を注意深く、より深く研究していただいて、実のある指定管理者制度と
いうものを構想の中に取り入れてもいいんじゃないかと思うんですよ。ぜひともここは研
究していただきたいし、過日、議員の勉強会で、発言したことは再度今度聞くようにと講師
から言われたので、もう一度、機会あったらこのことは研究されたかどうかお聞きしたいと

思いますので、よろしく申し上げます。

時間も時間でございますので、7番に関しては、市長は申し述べる立場にありませんということでしたから、要は武雄図書館、簡単に言いますと、カフェのざわめきが直接伝わってくるんだそうです。非常に集中しにくくなったと。お話の小部屋と子供のトイレはスターバックスになっちゃったと、そういう現状があるんです。これだけは申ししておきます。なぜなら回答を申し述べる立場でないんですから、私もそういうことがあったということだけ伝えておきたいと思います。

最後でございます。指定管理者制度を導入するとどれほどの経費が削減されるのかという質問に対して、教育長の回答が、簡単に言うとまだ計算できない、答えられないと。それにはもろもろのサービスの拡大、向上は目指すと。当然ですよ。サービスを縮小するなんていうのはあり得ないことですから、運営管理経費の中に人件費ということなんですが、実は指定管理者の再契約、指定管理者に任せましたよと言ったら、雇用なんかをね、要は指定管理者のほうが再契約するんですよ。そうすると、当局が「あれれ、あれれ」と思うようなことは、違う方向に行きませんかというのが私の疑問なんです。本来、配置すべき人員がいわゆる経費という問題で片づけられて、少なくなっていないんでしょうか。武雄の場合は、従来の図書館スタッフは19人だったんですよ。委託では、人件費が11人分しか出せないと、そうだったんですね。

そして、これは無理のあるゆがんだ契約に感じるんです。もっと簡単に言えば、人件費が大幅に削られていますか。武雄市の委託費で受けとめられなかった人は、蔦屋書店の店員として働くみたいな話が聞こえてくるんですよ。

ちょっと質問があるんですけども、御存じかどうか。過日、生涯学習課長、ジョブローテーションがあると端を発したわけですね。ローテーションというのは、もう異動することですよ。バレーボールなんか見ればわかるんです。そのジョブローテーション、武雄市の例とか、ちょっと符合するような気がしてならないんです。ですから人件費、結構です。しかしながら、職員をどういうふうに位置づけて、どう雇い——雇いは向こうなんでしょうけれども、それに対して市図書館は公の施設なんですよ。教育委員会でどういうお考えがあるのか、御回答いただきたいと思います。

○議長（板橋恵一）

教育長。

○教育長（菊地昭吾）

指定管理をする、しないにかかわらず、多賀城市立図書館、そしてまたその責任は教育委員会にあります。ですから、それを委託して「はい、終わり」と、あるいは改定というふうなことまで先ほど言及しましたが、もうそっちの責任だというようなことはございません。当然教育委員会が全ての責任を負うというふうなことになります。

今、指摘されているようにこの人件費だけではなくて、人材の育成とかそういうことがもろもろあるわけですね。というようなことで、あるいは採用期間とかそういうふうなものについても十分に教育委員会に責任があるわけですから、そういうものをきちんとしなければならぬと、こういうことです。以上です。

○議長（板橋恵一）

昌浦議員。

○16番（昌浦泰巳議員）

予鈴が鳴りましたので、結びにしたいと思います。

人件費の関係は、これからもずっと私は見ていきたいと。なぜかといったら、人件費の削減が物件費へのトレードオフになってる可能性がないわけではないので、果たして節約効果というのが、指定管理者制度をやっていいのか悪いのかというのを検証していきたいと思います。

また、今回は私もいろいろ多岐にわたった質問をさせていただいたんですが、これからも指定管理者制度に関しては徹底的に勉強して質問させていただきたいと思います。以上です。

○議長（板橋恵一）

ここで10分間の休憩といたします。再開は11時10分といたします。

午前10時59分 休憩

午前11時10分 開議

○議長（板橋恵一）

再開いたします。

昌浦議員。

○16番（昌浦泰巳議員）

先ほど私の質問の中で3つ、ちょっと間違い及び言葉の訂正をお願いしたいことがありますものですから発言を許していただきます。

最初は、共立メンテナンスなんです。指定管理者じゃなくて委託だったので、「委託」ということで文言を修正をお願いします。

それからあと、いわゆる入場者数の・・・云々とか、やはりこれは大変失礼な文言じゃないかということでおわび申し上げて、しかるべく文言の削除なり訂正をお願いします。

それから、Tポイントなんですけれども、「4,500万枚」と私申し上げたと思うんですが、「4,500枚」みたいに聞こえたという議員の方がいらっしゃったものですから、これは4,500万枚であることを御確認をお願いして、議事録にさせていただきたいと思います。

以上、本当に恐縮ではございますが、訂正方をよろしく願いいたします。

○議長（板橋恵一）

2番戸津川晴美議員の登壇を許します。

（2番 戸津川晴美議員登壇）

○2番（戸津川晴美議員）

私の質問は大きく2点でございます。

1点目、介護保険制度についてお伺いをいたします。

政府が185回臨時国会に提出した社会保障制度改革プログラム法案は、消費税の増税とセットで社会保障制度全般の改悪を進めるスケジュールを示した異例の法案であります。みずからの生活はみずからの責任と家族の助け合いで支えるべきであるという自己責任論を前面に打ち出し、医療、介護、年金、保育、あらゆる分野で国民に負担増と給付削減を求めています。これでは社会保障に対する国の責任は大きく後退し、社会保障制度そのものが解体しかねません。

そもそも公的な社会保障制度はなぜ整えられてきたのでしょうか。人は生きていく上で、いつ病気やけが、障害になどに遭うかわかりません。また、高齢による介護などは誰にでも訪れるものです。このような局面を乗り切るだけの資金を国民全員が十分所持しているわけではありません。職業も違えば、そこから得られる所得にも差があります。ですから、誰もが安心して医療、介護のなどを受けることができるよう、国の責任において公的な社会保障制度が整えられてきたのです。つまり、社会の中にある、生まれながらにしてある不平等を少しでも修正するための大事な制度であります。そこに自助努力などという自己責任論が入ってくれば、不平等も格差もますます拡大されることになってしまいます。

また、社会保障の理念は自然発生的に生まれたものではなく、資本主義社会の中にある矛盾と全世界の国民的な運動の結果として生まれたものなのであります。そのきっかけとなったのが19世紀末、イギリスのチャールズ・ブースやシーボーム・ラウントリーによる貧困調査でした。ブースは貧困の本質と規模について調査し、ロンドン市民の3分の1が貧困線以下であるという結果を発表、社会に大きな衝撃を与えました。また、ラウントリーは、より科学的に最低生活費を計算し、世界一の工業国として繁栄し続けていたイギリスにあっても、人口の10%は最低生活以下の生活をし、30%までが貧困であるという衝撃的事実を浮き彫りにしました。その大量の貧困の原因は、自己責任つまり個人の道徳や怠惰の結果ではなく、慈善事業や相互扶助では対応し切れないということが判明したのです。それを受けて、国家政策としての社会保障理念へと発展した歴史があります。ですから、社会保障を自助努力でなどという発想は時代錯誤も甚だしく、19世紀末に既に破綻しているのです。今回、提案されている介護保険改悪案の基本には、みずからの生活をみずから、または家族の助け合いによって支える自助・自立が掲げられており、時代錯誤的自己責任論そのものであります。

当初、社会保障審議会介護保険部会に出された要支援者向け介護サービスを全て介護保険から外し、新しい地域支援事業に移す、移行する、全面的に移すというこの案には、審議会のメンバーから異論が噴出したしました。政府が一旦出した案を見直すということが異例の措置であります、その異例の措置をとらざるを得ませんでした。

今、社会保障審議会の中で審議されている審議の内容は、要支援者が受けるサービスのうち訪問看護、リハビリ、ショートステイ、訪問入浴、福祉用具貸し付けなどは介護保険サービスとして残す。しかし、多くの利用者がある訪問介護、通所介護はあくまで介護保険から外し、市町村が運営する新しい地域支援事業に移管する方針を崩してはおりません。なぜ、訪問介護と通所介護だけ保険から外すのか、地域格差が生まれるのではないかなど、審議会メンバーからの異論は続いています。

市民の方からは「社会保障のために消費税を上げるんじゃないの」「何でそうなるの」「介護保険料安くしてくれるのすか」、また「少ない年金の中からどんどん引かれる介護保険料は上がる一方だ。手元に来る年金はますます減るばかりだっちゃん。何でそうなるのすかね」、こんな不安と怒りの声が聞かれます。

この改悪案には 2 つの問題点があると考えます。1 つ目は財源の問題です。政府の構想する新しい地域支援事業は、上限のない保険給付と違ってあらかじめ上限が決められる仕組みです。この上限の引き上げは必須条件ではありますが、政府は引き上げの方針は示してはおりません。今のところ給付費見込み額の 3%から 4%が上限として定められている状態のままです。この上限が定められた範囲内となれば、サービスの種類や人員配置、事業者への報酬なども抑えられざるを得ない状況になるのではないのでしょうか。それは要支援者の数も率も年々増加しているからであります。本市において平成 19 年度には、全体の要介護者の中で、要支援者の割合は約 15%、人数にして 215 人でありました。それが平成 25 年 10 月時点では、割合として約 25%に 10 ポイントも上昇し、人数で 533 人、2 倍以上に増加している現状であります。この傾向は今後も続くことが予想され、それに伴う財源の確保に国は責任を持ってくれるのか、その保証はありません。市の財政負担はふえていくことでしょう。市がたとえ財政負担をしても、現在の 1 割負担という利用料を堅持することができるのでしょうか。事業者への報酬を現在の水準に保つことはできるのでしょうか。介護労働者の賃金削減や事業者への負の影響は避けられないでしょう。要支援者にはもちろん、市の財政にとっても事業者にとっても介護の現場で働く人たちにとっても、何のメリットもない改悪案と言わざるを得ません。

2 つ目の問題は、費用削減のためにボランティアや NPO などをこの事業の担い手として想定していることでもあります。現在、訪問介護、通所介護は、専門的知識を有する介護福祉士や療法士などによって行われています。だからこそ要支援 2 から要支援 1 へと状態が改善されたり、長期間要支援の状態を維持し重症化を防いだりすることができているのです。ボランティアさんにお任せできるような内容ではありません。また、NPO などが容易に立ち上げられる条件が果たしてあるのかどうか、甚だ疑問であります。サービスに格差が出るのではないかという懸念もあります。このような理由から、要支援者の保険外しは撤回し、現

状のサービスの質や内容を担保すべきであると考えます。

政府の介護保険改悪案はこれだけにとどまりません。特別養護老人ホームの入所を要介護3以上に制限するという案も出されています。しかし、これにも認知症の家族の会などから「約束違反だ」「入所を申し込んで何年も待っているのに入所できなくなるなんてひどい」などと声が上がリ、「常時見守りが必要な認知症の人は例外とする」と一定の修正は加えられました。しかし、基本方針は崩してはおりません。今でも入所待ちの人がたくさんいる中でこんな制度が加えられれば、家族への負担はさらに重く、介護心中、介護難民、孤立死などがふえることが懸念されます。「介護の社会化」を合い言葉にスタートしたはずの介護保険制度を再び家族の負担に戻すことになるのではないのでしょうか。その上、制度開始以来1割で抑えていた利用料を所得によって2割にするとか、ホームヘルパーの生活支援は廃止し、デイサービスは機能回復訓練に限定するなどの内容も示されております。これらの改悪案は、2014年の通常国会に提出され、2015年度をめどに実施するとされております。このような介護保険制度の崩壊とも言える状況が、市民、特に高齢者とその家族に与える影響をどのようにお考えでしょうか。

また、要支援者向け訪問介護、通所介護を新しい地域支援事業として行うことは可能なのでしょうか。その場合に受けるサービスの質や内容を従来どおり担保できるという保証はありますか。これまでも指摘されていた「保険あってサービスなし」の状況を蔓延させ、制度の破綻を招く要支援者の保険外しはやめるべきだと思いますが、いかがですか。

震災から3度目の冬を迎えた12月13日、被災3県の被災者たち500人が国会に要請行動を行っております。被災者の生の声を聞いてほしいと訴えた方の言葉を紹介いたします。

「国民年金で暮らしていて、自宅再建どころか生活苦に追われている。年金をふやしてほしい」、これは岩手県の方の声でございます。

また、東松島市の66歳の方は、「95歳の父親を施設に預けるのに毎月9万円かかる。今やっている瓦れき処理の仕事も今月25日で終わってしまう。どうやって暮らせというのですか」、このように述べていらっしやいます。

このような思いをされている方は多賀城市にもいらっしやるのではないのでしょうか。国の政治がどんどん国民の願いからかけ離れ暴走しておりますが、せいぜい身近な行政である多賀城市の市政は市民の実情と願いに沿ったものであることを切望し、1問目の質問を終わらせていただきます。

2 つ目は、多賀城駅前自転車等駐車場の利用料についてであります。

この利用料は 1 日 1 回 50 円、1 カ月定期で 900 円、3 カ月定期で 2,600 円、6 カ月定期で 5,100 円となっております。1 カ月 900 円といえども、1 年間にすれば 1 万円もの負担であります。下馬駅や山王駅などには無料駐輪場がありますが、多賀城駅にはそれがありません。今まで仮設の無料駐輪場を利用していた多くの方もこの有料駐輪場を利用せざるを得ず、この 11 月半ばから新たな負担が発生したのです。せめて学生の皆さんには半額程度の割引制も導入すべきであると考えますが、いかがでしょうか。

来年度入学の高校生から、授業料の無償化制度は廃止されてしまいました。4 月から消費税が 8%、そのため JR の運賃も上がります。所得がふえない中で負担だけが重くなる状況です。子育て世代の働き方も非正規ばかりがふえるなど、大変厳しい状況は続いております。補正予算の審議の中でも、就学援助の途中認定がさらに増加の傾向にあることも明らかとなりました。震災の傷が十分癒えない状況の中で、新たな負担が発生することは極力避けなくてはなりません。また、学生のまちを標榜する多賀城市として、学生を大事にする姿勢を示すためにも、ぜひ学割制度の導入を検討していただきたいと思っております。

以上で 1 回目の質問を終わらせていただきます。

○議長（板橋恵一）

市長の答弁を求めます。市長。

（市長 菊地健次郎登壇）

○市長（菊地健次郎）

戸津川議員の御質問にお答えいたします。

まず、介護保険制度につきましては、現在、平成 27 年度施行に向けた制度見直しの検討が厚生労働省の諮問機関である社会保障審議会介護保険部会で行われており、議員に御説明いただいた内容につきましては、私も新聞紙上等で承知しているところでございます。

このことについて 3 点の御質問をいただきましたけれども、予防給付の見直しに係る枠組みや事業内容、財源等の詳細が現時点において確定しておらず、また市町村にも正式な通知

が示されておりませんので、制度変更の影響などについては論じることができない状況にございます。

市といたしましては、今後の動向を踏まえまして、その対応について検討していかなければなりません。どのような見直しがあったとしても、高齢者の方々へのサポートに対しまして最善を尽くしてまいりたいと考えておりますので、どうぞ御理解をいただきたいと思っております。

次に、自転車等駐車場への学生割引制度の導入についての御質問でございますが、多賀城市自転車等駐車場条例第4条では、駐車場に自転車、原動機付自転車または自動二輪車を駐車させる者は使用料を納入しなければならないと規定されており、平成24年度決算では、使用者に管理運営費用の約75%を御負担いただいているところでございます。

このような使用料収入の状況でございますので、今後も現行の料金体系を継続していきたいと考えております。

なお、本市では、多賀城市自転車等駐車場管理規則に基づき、生活保護の扶助を受けている方及び身体障害者手帳の交付を受けている方の使用料を半額に減免しております。

また、近隣の自治体でも学割制度につきましては導入しておらないことを申し添えておきます。以上でございます。

○議長（板橋恵一）

戸津川議員。

○2番（戸津川晴美議員）

市長が今お答えになられたことでまず申したいのは、決まってから、国からこうなりましたと言われてから、市としてそれをただ受けてやるだけの姿勢でいいのかと。今こんな案が審議会で審議されているけれども、こういうことは実際に起きたら多賀城市としては困るなとか、これは大丈夫だ、どんなことがあっても多賀城市はやれるんだとか、その辺のニュアンスがちょっと曖昧だったんですけれども、私はまず、今、審議会で審議されているからこそ、市長として何らかの声を上げる、町村会長の会でしたか、そういうところではもう既に声が上がっておりますね、新聞紙上で見ました。そんなことをされては大変困ると。まちの財政でそんなことはできないんだということを声を上げていらっしゃる会もありますよ。

市長の会ではそのようなことは話題になったりしたことはないのでしょうか。

○議長（板橋恵一）

市長。

○市長（菊地健次郎）

まだありません。

○議長（板橋恵一）

戸津川議員。

○2 番（戸津川晴美議員）

市長会としてもですね、そういうことにそんなのきな姿勢でいいのかというふうに私は思います。具体的には、るる詰めていきますけれども、こんなことが実現されたら、今市長は、しっかりとサポートしていきまうと言ったって、サポートし切れない状態が生まれると思いますよ。

それでは、ここからは具体的な質問をさせていただきます。

まず、一番問題なのは、要支援者の中のサービスのうち、訪問介護と通所介護の部分を保険から外して地域支援事業に移すというこの部分について今るる審議が進んでいて、この懸念の声をたくさん聞いておりますので、この点に集中してまず質問をさせていただきます。

現状、全国平均ですけれども、要支援者全体の中で訪問介護というサービスを利用している人は44%という数字があります。通所介護を利用している方は45%と、こういう数字が挙がっておりますが、まず多賀城市の実情はどうなっているか。

もう一つは費用の問題ですね。費用が要支援者の総費用の約6割を占めるということは私の情報ではわかるんですけれども、多賀城市のこの2つの現状はどうなっているか、まずお伺いをします。

○議長（板橋恵一）

保健福祉部長。

○保健福祉部長（鈴木健太郎）

パーセンテージは、割合としては出しておりませんでしたけれども、現在、要支援 1・2 の合計の数字が、これは 9 月末現在ということでお答えをさせていただきます。533 人いるうちで、通所介護のほう が 121 名。これは割り返すと約 22.7%。それから通所介護については 213 名の実利用者がおりますので約 4 割。全体の認定者数は 533、訪問介護は 121 名、通所介護は 213 名、それぞれそういった方が御利用なさっているということでございます。

それから、利用料に対する割合でございますが、訪問介護につきましては約 32%、通所介護については約 56% のサービス利用者の金額の割合になっているということでございます。

○議長（板橋恵一）

戸津川議員。

○2 番（戸津川晴美議員）

私がちょっと調べたのと若干数字が違っているところもありましたけれども、私のきのうの介護福祉課の方との連絡の中では、ちょっと数字が違っていたら申しわけないですけれども、私の手元に届いた資料によりますと、訪問介護が 32.2% という数字をいただきました。通所介護は 56.6% という数字をいただいております。また、費用の面では 63.1% に当たるんだという数字もいただきました。

数字の問題は、その誤差があるのは仕方がないと思いますので、そのことは問題にはいたしません。こういう多くの方が利用している制度の改革を今進められようとしているんだという認識は もちろん保健福祉部長もお持ちだと思いますが、まず確認いたします。

○議長（板橋恵一）

保健福祉部長。

○保健福祉部長（鈴木健太郎）

そのような認識でいるつもりであります。

○議長（板橋恵一）

戸津川議員。

○2番（戸津川晴美議員）

そうしますと、先ほども申し上げましたけれども、そういうたくさんの方が利用するものを地域支援事業にすると、3%から4%という上限は見直すとはっておりますけれども、引き上げるとは決して言うてはおりません。ですから先ほども言いましたが、要支援者の数はこれにとどまるわけではなく、どんどんふえていくわけですから、政府に対してやはり何らかの形で、このままではとてもできませんと、上限をぜひ引き上げてもらわなければ困るんだということを感じていらっしゃるかどうかは別ですけれども、そういうことを言う機会がありますか。

○議長（板橋恵一）

保健福祉部長。

○保健福祉部長（鈴木健太郎）

先ほど全国市長会の話が出ましたけれども、そういったことが懸念されるような状況があるんだとすれば、全国市長会等で意見を申し述べることはできるかというふうに思います。

○議長（板橋恵一）

戸津川議員。

○2番（戸津川晴美議員）

ぜひそうしなければ、市の財政負担もふえていきます、先ほども言ったように。それから、幾らかの事業者が介護サービスにかかわってくれていると思いますけれども、その人たちに払う報酬も、国が示している報酬では、今以上に下げると言うことは言っていますけれど

も、今よりも下げるんですよ。介護報酬、事業者に払うお金を今以上に下げるとは言っているんだけど、下げると言っていることをそのまま受け取れば、事業者に対する報酬はこれからどんどん下げてもいいよと、そういう方針なんです、国は。どんどん下げてもいいよ。それから、利用者の1割負担はこれ以上、下げてはいけない。下げてはいけないということは上げてもいいぞということなんですか。私は、そういうことをもっと早く、市長も保健福祉部長も察知したら、これは大変なことになると。利用者の利用料を上げて、そして報酬は下げてもいいなんていうことになったら事業者も潰れてしまいますね。労働者の賃金だって減るかもしれないということも考えられますよ。そういうことをもうちょっと早く敏感に、もっと積極的に情報をゲットして発信すべきだと思うんです。機会があればしゃべりましょうかなんていう、そんな悠長なことを言っている場合ではございません。さっき高齢者の叫びも申しましたけれども、本当にこのことが出てから高齢者の方は啞然としていらっしゃるんですよ、この制度の改革、私は改悪だと思いますけれどもね。こういうことをもっと敏感に受けとめて、積極的に発信していくということがぜひ必要だと思いますがいかがですか。

○議長（板橋恵一）

保健福祉部長。

○保健福祉部長（鈴木健太郎）

今回の社会保障と税の一体改革のそもそもの根幹と申しますか、それはいわゆる少子高齢化が高齢者医療とか介護に及ぼす影響が将来において相当負担になっていくということ。それを今のうちから改定をしていきたいと思いますということが大きな柱でございます。その柱の中では、全世代の方々に応分の負担をしていただきましょうということでございまして、今回、介護の問題で御質問をいただいたわけですがけれども、例えば1割から2割負担していただく方については単独世帯、いわゆるおひとり暮らしでおおむね年金が280万円以上、いわゆる相当の生活に影響を及ぼさないような中で多少御負担をしていただきましょうとか、これもあくまでも案という段階でございますので、その280万が本当にそのままの金額になるかどうかというのは、これはまだ不透明な状況でございます。

ふえ続ける高齢者、いわゆる介護の利用者がふえ続ければ、当然保険料に転嫁されるわけですがけれども、一方では低所得者の方々に対してはこれは軽減していきましょうという全く逆の発想もございまして、所得の少ない方に対しては低負担、所得の多い方につきましては、高負担とは言いません、それなりの負担をしていただくというふうなことが全体の概略だろうというふうに思っています。ですから、こういった制度の見直しは、そ

の時々に行われて、今後も行われていくんだろうというふうに思いますので、その成り行きを見守りたいというふうに思っています。

○議長（板橋恵一）

戸津川議員。

○2番（戸津川晴美議員）

私は、成り行きを見守っている場合ではないということを言っているんです。保健福祉部長も市長も、この改革は仕方がないことだと、そういうお考えなんですか。お二人にお伺いします。この改革は、さっき言われた持続可能な云々で、これは仕方がない国の施策なんだと、そういうお考えなのでしょうか、確認します。

○議長（板橋恵一）

市長。

○市長（菊地健次郎）

仕方がないなんていうのは思っておりませんよ。あなた方は「改悪」というふうに言っておりますけれども、それはあなた方から言わせれば改悪かもしれませんけれども、先ほど保健福祉部長言ったように、社会保障と税の一体改革ということで、政府のほうでも消費税の問題もございますけれども、それを上げて社会保障のほうに回すという、このことをやられない場合には当然私のほうからも声を上げて、今の総理、あるいはその担当者に言っていくのは当たり前、市町村として、首長として当たり前だと、私は当然そういうふうに思っております。市長会でもその問題が恐らくすぐ煮詰まってくると思いますので、そのときには歩調を合わせて国に訴えるというのは当たり前のことだというふうに思っています。

○議長（板橋恵一）

保健福祉部長。

○保健福祉部長（鈴木健太郎）

今回の改革案につきましては、国民会議の委員15名、これは大学教授であるとか、例えば

自治医科大学の学長であるとか、さまざまな分野から 15 名の方が選出されて、今後持続可能な社会保障制度としてどうあるべきなのかということを議論していただいた結果、今の少子高齢化にはこういった改革が必要であるという、それが報告書によって提案されたというふうなことでございますので、そのことについては、私は十分重きを置いて捉えていきたいというふうに思っています。

○議長（板橋恵一）

戸津川議員。

○2 番（戸津川晴美議員）

市長と保健福祉部長、若干ニュアンスが違っていました。市長は、これは言っていくのは当たり前だと、その言葉を聞いて私も安心しましたが、まず市長にお伺いします。

先ほど市長が、消費税を社会保障に充てるんだから、それがもしなかったらとおっしゃいました。今回 8%に上がって、国民からの増税分は 8 兆円だと言われています。その中のいかほどを社会保障に充てると政府は言っているか御存じですか。

○議長（板橋恵一）

市長。

○市長（菊地健次郎）

まだ調べておりません。

○議長（板橋恵一）

戸津川議員。

○2 番（戸津川晴美議員）

0.5 兆円を社会保障の充実に——充実になるかどうかわかりませんね、それは。0.5 兆円を割くと、こういうふうに政府は言っているんですよ。それで果たしてこんな社会保障の充実ができるなんていうことは到底思いませぬね。ですから先ほど言ったような市民の声が返

ってくるわけじゃないですか。社会保障のために消費税を上げると言ったんでしょ。それなのになぜ介護保険が市民にとって、利用者にとって都合の悪いものになるんだと。利用料だって1割で済むとは限らないんですよ、国が財源を保障すると言っていないんですから。市長が国のやることをそういうふうに信じていらっしゃるということは大変いいことかもしれないけれども、私はそこが大変怪しいから問題だと言っているんです。

そして、おもしろい試算もございましたので、御紹介させていただきますが、こうやって要支援を外して、それで、それでは幾ら費用の削減になるのということですよ。国の段階では2025年度までずっと削減、25年度の削減額は2,000億円だそうです。2,000億円というのは、25年は恐らく10%になっているでしょう。10%になったら、10.5兆円の増税なんですよ。その何と1.5%の削減をするためにこんなことをやっているんですよ。消費税を上げておいて、そして何で2,000億円の削減をされなくちゃいけないんですか。国民として、市民として、これは納得できませんよ。そのところをどのように御説明なさいますか。答えていただきたい。

○議長（板橋恵一）

市長。

○市長（菊地健次郎）

今の話、全く私はわかりません。国会じゃないものですから、国会議員じゃないものですから、ちょっとその辺までは私、踏み込むことはできません。

ただ、やっぱり市民に負担がかかる、とんでもない状態になるというふうなことであれば、私は市長としてそれに対して政府に訴えていくということ为先ほど申し上げたわけでございます、その辺のことをじっくりと今後の動向を見極めながらフォローしてまいりたいと思います。

○議長（板橋恵一）

戸津川議員。

○2番（戸津川晴美議員）

であれば、先ほど私が事実を言いましたよね。8兆円増税されるけれども、そのうちの0.5

兆円というのは、これは政府の方針としてもう出ているんですよ。政府が言っているんですから、それじゃ困るんだと。消費税を上げたのに、こういうふうに市民に負担をかけるようなことになっては困るということを厳に積極的に発言をしていただきたい。市民を、それじゃないと私は守れないと思います。高齢者の人たちは本当に大きな不安を抱えています。「どうなるんだべ、介護保険、今まであんなに頑張っただよ」と。「本当に苦しいけれども介護保険取られるんだもの」「介護保険やめたいよ」と、こういう人もいらっやいますよ。だけれども、今まで払い続けてきたんだと。それなのに要支援になったら「いや、あんた介護保険使えないんだ。あっちのほう使ってけろ」なんて、そんなことは到底許せないんですよ。だから介護保険からこの要支援1・2の人のね、この事業を保険から外していくということ自体に大きな問題があると思うんですよ。市長、そう思いませんか。

○議長（板橋恵一）

市長。

○市長（菊地健次郎）

私も2人の両親いますので、これは値上がりしていくと、今でもデイサービスとかそこに行っているわけですがけれども、恐らくうちのおやじもおふくろも、これは大変だというふうに思います。ですから、具体化して恐らくこれから来るかというふうに思いますけれども、先ほど申し上げましたように、これからの流れをよくよく見ながら、それに応じて市民を守りたいという気持ちでございますから、ぜひその辺は御理解いただきたいと思います。

○議長（板橋恵一）

戸津川議員。

○2番（戸津川晴美議員）

わかりました。市長、ぜひ守ってください。

また、これは質問にはしません。お願いします。駅前に建つビルの中に高齢者向けの住宅も用意される予定でございますね。その住宅に入る方々も介護保険とセットになっているということを入られる方がほとんどだというんでしょう。そういう人たちのためにも、あそこに入ったけれども介護保険から要支援のほうのサービスは受けられないのかなんていうことにならないように、今の利用料を堅持して今以上に利用料負担をふやさないで、事業

者にも負担をかけないで、介護労働者にも負担をかけないで、今の状況を最低、維持するということを念頭に置きながら、ぜひ強く発信をしていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

では、次に自転車のほうに移りますが、私は自転車にしか乗りませんので、よく仮設の駐輪場を使わせていただきました。しばらく無料の仮設駐輪場があったので、そこに、私の見る限り何百台でしょうね、200も300もとまっていたと思います。その人たちが、あの仮設の駐輪場が閉鎖しました。私は、それは無理もないことかなと思いますけれども、なくなったので新たに月900円の負担、1年間にしたら1万円の負担が新たに発生したと、こういう状況ですよ。

こういう状況に対して私はまず、今まで無料で使われていた人、大変だなと、こういうふうに思いましたけれども、そのような御認識はいかがでしょうか。（「誰に聞いているか言ったほうがいいよ」の声あり）誰に聞けばいいでしょうか。市長ですね。

○議長（板橋恵一）

市長。

○市長（菊地健次郎）

大変だなというのは、その人の所得に応じてそれは大変だなという思いの方、あるいは月900円であれば十分大丈夫ですよという方、さまざまいらっしゃると思います。

ただ、学生割引というのは、先ほども申し上げましたように、この近隣でもやっていないということでございまして、多賀城だけ特別やりなさいというふうな戸津川議員の御意見だというふうに思いますけれども、やっぱりそれなりに設備投資から何かいろいろかかっているものですから、その辺のことも考えながら、なかなかこれを割引するということは難しいかなというふうに思います。

○議長（板橋恵一）

戸津川議員。

○2番（戸津川晴美議員）

こういう企業の名前を出すのはちょっと余りよくないかもしれませんが、JRという企業、やはりこちらは企業ですから利潤追求が目的だと思いますが、そういう企業でさえ学生割引という考え方を持っているんですね。それは関係ないですか。JRでさえしているのに、行政はもちろん利潤追求が目的じゃないですよ。利潤追求が目的ではない行政がなぜ学生割引という発想をしないのかなと。近隣はしていません。インターネットで調べても、どこか遠くのほうでは二、三やっているところがありましたけれども、近隣ではしていませんけれども、学生のまち、東北学院大を抱えながら、学生さんを大事にしているまちということであれば、今すぐやりますと言えないまでも、じゃ少し検討してみましようかぐらいなことは言っていただけないでしょうか。

○議長（板橋恵一）

市長。

○市長（菊地健次郎）

なかなか答弁しにくいですね。学生のまちは、当然多賀城はそういうまちにはしたいと思えますけれども、全てに戸津川議員、このことだけじゃなくて、さまざまな形で本当に大変な方にいろいろと気配りをしているようなんですけれども、本当に全てにそういうふうなことで、下げる、下げる、下げるというふうになったら、やっぱり経営的な視点からも市政運営というのは難しくなっていくということで、これは全部応えていたら大変なことになるというふうには私は思いますよ。ですから、一つ一つを取り上げて「はい、やります」というふうにはなかなかいかないということも察していただけたらと思います。

○議長（板橋恵一）

戸津川議員。

○2番（戸津川晴美議員）

地方自治体の主なる狙いは、やっぱり地域の福祉充実をするということが大きな目的になりますね。私はそういう意味でさまざまな福祉施策のことを取り上げさせていただくわけなんですけれども、もちろん市の財政には一定の枠がありますので、全て何でもかんでもというわけにはいかないだろうと思います。それは理解はできますけれども、私は市政というものがそういうことに、何というか思いをはせていただいて、そういう大変な人もいるだろうから、何か少しできることはないだろうかと、そういう人たちにですね、就学援助の問題もあ

りましたよ。就学援助だって、あんなにたくさんの方たちが途中で認定されるような、今子育て世代はそういう世代なんです。そういう世代に子育て世代の人の生活にも思いを寄せ、900円上がって本当に大変な人もいるだろうと、そういうことにも思いを寄せたら、「何かできることはないかい」と、市の庁舎内でそういう相談をしていただくとか、私は、市としての何というか心配りというか、そういうものが欲しいなということなんです。ですから、それはすぐやると言えないまでも、何かちょっといい答えはないですかね。

○議長（板橋恵一）

市長。

○市長（菊地健次郎）

いや、答弁のなかなかしようがないですね。先ほど言ったように、何回も同じことを言いますけれども、その辺のことをぜひおもんぱかっていただければと思います。

○議長（板橋恵一）

戸津川議員。

○2番（戸津川晴美議員）

それでは、最後にいたします。最後は要望だけにとどめますが、先ほども言いましたように、国の政治というのは遠いんです、市民にとっては。でも、市政というのは一番身近にあって自分たちの願いや思いを受けとめてくれるところだというふうにならなくてはいけないと思うんです。そういう意味でも、これからも市民の願いに沿った市政を進めていただきますように心からお願いをいたしまして、私の質問は終わります。

○議長（板橋恵一）

ここでお昼の休憩といたします。再開は午後1時といたします。

午前11時58分 休憩

午後1時00分 開議

○議長（板橋恵一）

再開いたします。

保健福祉部長。

○保健福祉部長（鈴木健太郎）

先ほど戸津川議員の御質問の中で、要支援 1 及び要支援 2 の方々が利用する訪問介護及び通所介護の費用額の合計の割合についてでございますが、これは訂正をさせていただきたいと思っております。戸津川議員がおっしゃいました 63.1%が正しい数字でございましたので、ここで訂正をさせていただきます。大変申しわけありませんでした。

○議長（板橋恵一）

11 番松村敬子議員の登壇を許します。松村議員。

（11 番 松村敬子議員登壇）

○11 番（松村敬子議員）

通告に従い、観光行政についてお伺いいたします。

観光は、人口減少時代に入っている現在の日本において、21 世紀のリーディング産業として期待されております。なぜかといえば、定住人口の減少、長引く景気の低迷などにより、地域内だけでの経済活動では限りがあるため、観光によって地域外から多くの交流人口を呼び込み、そして地域でお金を使っていただくことが地域経済の活性につながるからであります。それを裏づけるのが海外に対して展開されているビジット・ジャパン・キャンペーン、そして国内で展開されているデスティネーションキャンペーンであり、観光は今や国・県が重要政策の一つとして位置づけるまでの産業となっております。

しかし、私の認識によりますと、多賀城の観光は、いまだ未開の産業であります。多賀城の観光に対する多くの市民、行政の認識は「観光といっても多賀城に観光客は来ないよね」、そして多賀城跡に来る多くの来訪者の声は「多賀城には、休むところ、食べるところ、そしてお土産を買うところなど何もないよね」であります。

しかし、一方で、この郷土を愛し、誇りを持っているがゆえ、この現状を憂い、この誇れる多賀城の魅力をもっと多くの人に知ってもらい、町のにぎわいにつなげたいと思っている市民がいることも事実です。このような市民の多くの声は、以前から市のほうにも届けられているはずですが。

私も、国民の財産でもある特別史跡多賀城跡を筆頭にすぐれた文化的・歴史的・地域資源を擁し、東北最大都市である仙台と一大観光地松島の間位置する立地条件、そして鉄道、高速道路、フェリーによるアクセス性と利便性といった観光都市としての好条件がそろっているのが多賀城市であると思います。本当にもったいないと思います。

それにもかかわらず、長年何ら抜本的な施策、対策も行われず、観光行政は二の次になっていたのが多賀城市観光行政の現状ではないでしょうか。

そのような中、約 4 年前、長年凍結状態になっていた（仮称）多賀城インターチェンジ促進実現の動きが急に持ち上がり、官民協働で大会や陳情活動が行われました。それに参加・協力した方々は、インターチェンジ開通を機に我々の長年の夢であった物産館や道の駅ができ、観光開発につながることを信じて頑張ったと。また、市のインターチェンジ実現のときは、道の駅、物産館構想を語り、いよいよ観光の旗を掲げてくれると期待して頑張ったと。

ところが、その（仮称）多賀城インターチェンジの開通が 27 年度中に見込まれているにもかかわらず、道の駅・物産館構想について、行政のほうからは全く語られなくなりました。

このような市の現状に業を煮やし、「多賀城インターチェンジ早期整備促進協議会」の主要中核メンバーを核に約 1 年前に発足したのが「国府多賀城観光推進協議会」であります。この団体の活動については、市長、副市長もとうに御存じのはずです。これらの市民の声、またインターチェンジ早期実現推進活動時に約束したことについて、市はどのように受けとめ、考えているのでしょうか。

先月 28 日、建設水道常任委員会は、愛媛県宇和島市交流拠点施設道の駅みなとオアシスうわじま「きさいや広場」を視察してまいりました。この道の駅は、平成 21 年 6 月のオープンで、1 万 3,000 平方メートルの敷地に 2,800 平方メートルの建設面積で、物産館、トイレを中心に喫茶、郷土料理、多目的広場など、約 18 施設から成る複合施設でありました。この施設の当初の年間利用者目標は約 50 万人、売り上げ目標は 5 億円で出発いたしました。しかし、24 年度には年間利用者が 120 万人、売り上げが 10 億 8,000 万円とのことでした。利用者、売り上げともに目標より約 2 倍と大幅に上回りました。その大き

な要因は、観光拠点施設のすぐ近くにインターチェンジが開通したことと、多くのイベントを仕掛けたこととの分析でした。

そこで、改めてお伺いいたします。

市長は、平成 22 年第 3 回定例会所信表明において、「地域資源を最大に活用するという観点から、農商光、農業・商業・観光の連携に基づく地産地消を促進し、またその過程の中で道の駅設置についても検討してまいります」と述べ、また 24 年第 3 回定例会では「インターチェンジができるので早目にプロジェクトチームでもつくるように」と副市長に指示している旨の答弁がありました。また、ことしの第 3 回定例会では、「官民でタッグを組んでやろう。どこまでバックアップできるかなどと後で話し合ひましょう」との旨も述べております。しかし、副市長にプロジェクトチーム立ち上げを指示されて 1 年以上経過しているにもかかわらず、いまだにそのような動きが全く見られません。

そこで、27 年度中にインターチェンジ開通することが確定的になっておりますので、早期に官民協働の観光産業創出を目指した観光推進プロジェクトチームを立ち上げるべきと考えますが、いかがでしょうか。本市の誠実な御答弁を求めます。

次に、多賀城市観光協会の自立についてであります。

私は、本市の観光振興を図るためには、観光に大切な企画、PR などをつかさどる事務局が行政職員という体制ではなく、観光協会を自立させ、やる気と専門性を持った意欲ある職員を入れ、民間の発想と企画力、営業力で事業を進めていくことが必要であると考えます。

また、本市の観光振興に資するために観光協会の自立を促すのであれば、当分の間、それなりの支援、補助が必要と考えます。

本市の観光協会自立に関しましては、平成 23 年第 1 回定例会の施政方針で「多賀城市観光協会の自立に向けた取り組みを支援してまいります」と述べております。

また、これまでの商工観光課長の過去の委員会答弁で「観光協会自立検討」の旨を何度か答弁しております。しかし、こちらもいまだ進んでおりません。

したがいまして、いつごろの自立を目指し、具体的にどのような内容で検討されているのかお伺いいたします。

以上で市長の前向きな御答弁を期待し、私の 1 回目の質問を終わります。

○議長（板橋恵一）

市長の答弁を求めます。市長。

（市長 菊地健次郎登壇）

○市長（菊地健次郎）

松村議員の御質問にお答えいたします。

1 点目の（仮称）観光推進プロジェクトチームの早期立ち上げについての御質問でございますが、初めに多賀城市の観光の振興を図るためにはいかにあるべきか、地域経済の振興をいかに推進していくかを考えますと、JR 仙石線多賀城駅の新駅舎が完成し、今後多賀城駅周辺も整備され、数多くの来訪者が見込まれる中で、買っていただく、食べていただく、泊まってしまうなど、観光産業をどのようにつなげていくかを検討する必要があります。

また、農業を中心として商業観光と連動する 6 次産業化の構築も必要であると考えております。

この 6 次産業化が促進され、その延長線上に販売所等の一つ的手段として道の駅、または物産館のあり方の検討が生じてくると思っております。

したがって、本市の観光振興を図るためにはどうあるべきかの検討から始める必要があります。議員御指摘のとおり、市やさまざまな分野の方々に構成いたします観光推進プロジェクトを平成 26 年度、来年度に立ち上げたいと考えております。

2 点目の多賀城市観光協会の自立に向けた支援策についての御質問でございますが、観光協会におきましては、本市の観光事業の振興を図り、文化、産業の発展に資することを目的に観光行政と緊密な連携のもと、本市の観光事業の推進に御尽力をいただいているところでございます。

今般、JR 仙石線多賀城駅新駅舎の開業にあわせまして観光案内所を多賀城駅高架下に新設したことから、観光協会の事務局機能の一部も商工観光課内から移動しております。つきましては、事務局体制の充実強化、物産品の販売促進、受託事業などにより、自主財源を確保

できる仕組みづくりなどを観光協会と協議の上、自立に向けた支援策や時期を検討してまいりたいと考えています。

以上でございます。

○議長（板橋恵一）

松村議員。

○11 番（松村敬子議員）

大変素晴らしい御答弁ありがとうございました。でありますけれども、前からそのような御答弁、するというような話もいただいて、検討中だと言われていて、まず 1 点目です。プロジェクトチームの件ですけれども、26 年度中に立ち上げるということで御回答だったと思いますが、26 年度といたしましても 1 年間ありますので、それを私としてはもう少しちょっと明確に。といいますのは、できましたらば、これまでずっと延びておりますので、プロジェクトチームの件はさっきの質問でも出ましたように、1 年も前から市長が明言して指示されている。そういうこともあるのに現実まだということで今回の質問に至ったわけですけれども、26 年度中にといいはつきりそういう話ありましたけれども、やはりもう少しちょっと明確な時期、その辺まで答弁をお願いしたいと思います。といいますのは、やはり私たちとしましては、なるべく年度かわって早々には、4 月ぐらいにはできるようなそういう準備をしていただきたいと思います。というのは、やはりインターチェンジというのは、開通というのは私たちの大きな市民の思いでもあります。そういう意味から、インターチェンジが 27 年度に開通するということが決まっておりますので、そういう部分におきましても、やはり全体的な検討、いろいろなものがあって検討しているかと思っておりますけれども、その辺早目にといいはつきり検討していただけないかなと思っておりますけれども、その辺はどうでしょう。

○議長（板橋恵一）

市長。

○市長（菊地健次郎）

松村議員、インターチェンジが完成するまでにこれをつくろうなんていうのは、ちょっと無理ですね。これは当然インターチェンジできるときにつくるとなるとあと 2 年ですよ、は

っきり言いまして。私が申し上げたプロジェクト、これは私のほうからプロジェクトをつくれということでこの間の会議で言ったわけでごさいます、なぜかという、これをやるにはいろんなことが必要なんです。例えば、要するに市場調査しなくちゃいけないでしょうし、このプロジェクトチームというのは観光協会の人と多賀城市役所がやるんじゃないです。これは観光にだけた人、あるいはこれにいろいろと尽力できる人、何人かというとはわかりませんけれども、そういう方々を選ぶものから始めないと、はっきり言ってやった方がいいがこれは潰れましたとなったら大変なことです。ですから、慎重にやっつけていかなきゃいけません。ですから、恐らくこのプロジェクトチームをつくっていろいろ立ち上げるということは、1年や2年でできるものじゃないと、私はそういうふうに思っていますから。そうじゃないと、しっかりここまでやったからというものをつくっていかないと、これは道の駅ないしは物産館というのは、私自身もこれは市議会の時代に伊藤市長に訴えました。難しかったですね。あのころと今は熟度が違うと思いますけれども、ですからその辺のことも考え合わせた上で計画していくんだということをぜひ御理解いただきたいと思います。

○議長（板橋恵一）

松村議員。

○11番（松村敬子議員）

今、市長、「これをつくるのは」と言いましたけれども、「これ」とは何のことですか。道の駅ですか、それともプロジェクトチームのことですか。

○議長（板橋恵一）

市長。

○市長（菊地健次郎）

物産館とか道の駅も当然ですし、当然つくらなくちゃいけない。プロジェクトを立ち上げていろいろとかんかんがくがくのディスカッションをして、恐らく観光協会の方々にも何人か入っていただくとお思いますけれども、そういうプロの方々、それから市場調査とかいろいろかみ合っていたら、何年たつかというのはちょっと言えませんが、2年ぐらいは最低それだけでも必要になってくるんじゃないかと。それから、どういってお金を国から持ってこられるか、そのこととりますと、恐らくでき上がるまで3年から4年はこれ必要でないかなと私は思っている次第でございます。

○議長（板橋恵一）

松村議員。

○11 番（松村敬子議員）

構想ができるのが3年から4年かかるという意味ですか。ちょっとよくわからない。いわゆる「これをつくるのにそんな簡単にできない」と市長がおっしゃいましたけれども、その「これ」とは何ですかということは今私聞いたんですけれども、その「これ」というのは、例えば物産館とか道の駅とかいうことをいうのか、それともプロジェクトチームをつくった構想ができるのが3年ぐらいかかるという意味ですかということを確認したい。

○議長（板橋恵一）

市長。

○市長（菊地健次郎）

これ、構想でき上がるのに3年も4年もかからないでしょう。大体2年ぐらいじゃないかなというふうに思います。ですから、道の駅まで完成するまでは三、四年ぐらいはかかるんじゃないですかということです。

○議長（板橋恵一）

松村議員。

○11 番（松村敬子議員）

これは私個人的には、もうそのように同じように思います。なので、このプロジェクトチームを26年度中と言ったんですけれども、それは1年間あるわけですよ。4月から再来年の3月までということがあるので、いつごろ具体的にきちんと立ち上げるんですかという目標を聞いたんです。

○議長（板橋恵一）

市長。

○市長（菊地健次郎）

それは今から当然準備するというふうなことではございますけれども、来年度予算という枠組みの中でやっぱりやらざるを得ないんじゃないかなというふうに思いますので、だから先ほども言ったように人をどうやって選ぶかも考えなきゃいけないでしょうし、それなりの専門家の方々にもこれは集まっていたかなくちゃいけないし、あるいは観光部内の人、別部門でまた別の組織も必要かもしれませんし、その中身までも決めていくんですから、「はい、じゃすぐやります」というわけにもいかないということ、その辺は御了解いただきたいと思いますし、平成26年度中には立ち上げるということで、そんなに長くかからないとは思いますが、その辺は御了解いただきたいと思います。

○議長（板橋恵一）

松村議員。

○11番（松村敬子議員）

じゃ、私もできるだけ早く、そもそも多賀城の観光はどうあるべきかというところから検討を始めなきゃいけないという御答弁でしたので、私もそう思います。そういうことで、ぜひ早期の立ち上げを目指して早くスタートしていただきたいと思います。

あと、その次です。プロジェクトチームのメンバーの点ですけども、今市長がいろいろな部門にまたがりましてけれども、当然行政側も入ると思います、この中に。そのときに、私は当初から言っていたんですけども、庁内でもやっぱり多賀城の観光課内には横断的な部分での検討が必要だということを、いつも縦割りでこれは文化財だの、あとはこれは商工観光課だとかいろいろありますので、横断的な部分が必要だということも言ったことは多分御理解いただけたと思いますが、行政側の例えばどのようなメンバー、課を入れてやる方向になっているのか、その辺まで考えられておりましたらば、その辺をお伺いします。

○議長（板橋恵一）

市民経済部長。

○市民経済部長（伊藤一雄）

庁内の推進プロジェクトチームの構成メンバーでございますけれども、これは企画調整する部門を初めとして、建設あるいは教育委員会、文化財等も絡んできますし、関連する部門、横断的に議員お話しのと通りの体制で取り組んでいきたいとこのように思っております。

○議長（板橋恵一）

松村議員。

○11番（松村敬子議員）

今これから検討するということがありますけれども、やはり今回のプロジェクトチームは観光産業を創出するということが前提であるというふうに理解しております。そういう意味からいきますと、やはり今回の観光創出をどうしたらいいかということを考えると、何のためにこれ観光産業を創出するかといいますと、やっぱり多賀城のこれからの復興をどうするかということも大きなキーワードであると思っております。そういう意味から、やっぱり復興推進局のほうもかみ合っていくということが大事になるなと思っておりますけれども、その辺も今後検討に入れていただきたいというふうに思いますので、よろしく願います。

あと、そのほか民のほうなんですけれども、民もいろいろ検討されると思っておりますけれども、これから官民をあれするには市長の中にもその辺のイメージあると思うんです。やっぱり大学とか、学、そのメンバーも必要ではないかなというふうに思いますので、その辺もぜひ、産官学ですか、その辺のメンバーでそういう検討チーム、もちろんつくると思うんですけれども、その辺の検討に対してもいかがでしょうか。

○議長（板橋恵一）

市長。

○市長（菊地健次郎）

これは当然です。松村議員おっしゃったとおり、産官学というのは当然必要だというふうに思いますので、東北大やら東北学院大、あるいはその他の大学なんかとも、それを専門の方々に当然やっていただかなくてはいけないでしょうし、ですからそのためにも時間をいただきたいと思っております。

○議長（板橋恵一）

松村議員。

○11 番（松村敬子議員）

じゃ、ぜひよろしくお願ひしたいと思います。

では、学の部分なんですけれども、現在、多賀城市は学院と連携もっておりますけれども、県内の大学が全体で連携してこの宮城県の復興をどうするかということで復興大学というのもあるそうですので、その辺なんかも私は当市として学という部分でこの復興大学の記録も見るのかなというふうに思いますので、一応要望としたいと思います。とにかく第 1 回のプロジェクトチームが早くスタートして、できましたらば 4 月ぐらいにはスタートできるように準備をしていただきたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

では、次ですけれども、観光協会の自立の件であります。観光協会の自立に向けて一番の課題というのは、人件費その他補助金をどうするかとか、あとさっき言いました観光協会としての事業収入ということで、そういう受託の部分なんかが一番課題なのかなというふうに思います。私、今回質問に関しまして、県内を全部はできなかつたんですけれども、7 自治体の観光協会の現状の状況をいろいろ調査させていただきました。やはりそこの中では補助金のあり方とか、運営形態、事業収入を見込める事業のなどなんか全部やっぱりもちろん一律ではありません。皆自治体の観光に対する考え方、取り組み方によってその事情が違っておりました。ただ、意気込みを感じる団体というのは、やはり観光に対する行政側のしっかりとした意気込みがあり、またバックアップ体制が整っているというのがやはり感じたところであります。そういったためにも、大変かと思いますが、やはりこれも早く実現を目指して取り組んでいただきたいと思いますというふうに思います。よろしくお願ひいたします。

いずれにしても、自立は何のためにするのかということをしっかり目的を明確にして、観光協会と話し合ってしっかりとしたバックアップ体制をとっていただきたいと思います。を要望しまして、私の質問を終わらせていただきます。

○議長（板橋恵一）

15 番吉田瑞生議員の登壇を許します。

(15番 吉田瑞生議員登壇)

○15番 (吉田瑞生議員)

まず初めに、三陸縦貫自動車道(仙塩道路)の(仮称)多賀城インターチェンジの名称を「国府多賀城インターチェンジ」と命名すること及び道の駅計画の策定についてであります。

国府多賀城インターチェンジ命名実現を図るため、国土交通省東北地方整備局と東日本高速鉄道株式会社東北支社(NEXCO 東日本)に対し、多賀城市と宮城県が共同して要望活動を行うこと及び道の駅計画の策定を図ることについて伺います。

三陸沿岸道路は、宮城、岩手、青森の各県の太平洋沿岸を結ぶ延長359キロメートルの自動車専用道路で、東日本大震災からの復興に向けたリーディングプロジェクトとなる復興道路であります。

そのうち三陸縦貫自動車道は、宮城県仙台市から岩手県宮古市に至る高規格幹線道路で、豊かな三陸沿岸地域の発展を支援することとしております。仙塩道路は、仙台市宮城野区中野の一般国道45号仙台港北インターチェンジから宮城郡利府町春日利府中インターチェンジを結ぶ延長7.8キロメートルの自動車専用道路であります。平成9年3月27日に暫定2車線で供用していましたが、平成23年度から4車線化の事業に着手しております。この間、平成21年10月2日に(仮称)多賀城インターチェンジの早期整備を実現するため、(仮称)多賀城インターチェンジ早期整備促進協議会が設立され、関係機関に対する要望活動が取り組まれてきました。

また、仙台港北インターチェンジの出口付近の上下各3カ所に多賀城を表記の看板が設置されるとともに、多賀城碑覆屋の看板が上下各1カ所に設置されています。これらの看板表示を提言し、取り組まれてきた各位の御尽力に、改めて敬意を表するものであります。

(仮称)多賀城政庁駅として取り扱われていた東北本線の請願駅は、国府多賀城駅として平成13年9月に開業しました。県道泉塩釜線都市計画道路玉川岩切線にかかる橋梁は、国府多賀城新市川橋として平成21年3月に完成しました。このように、多賀城市の思いは既に駅や橋に国府多賀城と表現し、主張していることをしっかりと踏まえ、各般に渡って情報発信の土台に据えて対応することが必要でしょう。多賀城市ならではの持てる歴史的素材と財産を目的意識的に用いることが必要であります。

多賀城インターチェンジの名称を国府多賀城にとの思いは、陸奥の国府が置かれた歴史遺

産を意識する多賀城市観光協会初め、観光事業やまちづくりに携わっておられる皆様の熱い願いなのであります。

平成 27 年度中には三陸縦貫自動車道（仙塩道路）の（仮称）多賀城インターチェンジが開設される見通しであります。

なお、耐震に関しては、3・11 以降の新たな指針に基づいて設計し、工事に取り組みられているとのことでもあります。

以上、国府多賀城インターチェンジ命名実現を図るため、国土交通省東北地方整備局と東日本道路株式会社東北支社（NEXCO 東日本）に対し、多賀城市と宮城県が共同して要望活動を行うため、早期に宮城県と打ち合わせをしていただくことが肝要であります。篤と御承知のとおり、次の 2 つのを行うことの対応方法が大切であると思っております。

1 つは、国土交通省と NEXCO 東日本の双方の関係機関に同時に同趣旨の内容について要望することが重要であります。

もう一つは、多賀城市と宮城県が共同認識のもとに同じ意志表示を図り、共同して要望を行うことが必要不可欠であります。

これらの要望を受けた両機関が協議をし、その上で両機関の意向が示されるものと思料いたします。市長の答弁を願います。

2020 年開催の東京オリンピック大会・パラリンピック大会に伴う経済波及効果は約 3 兆円と推計されております。また、東日本大震災からの復興の加速を開催目的の一つに掲げています。前環境庁長官の溝畑宏氏は、観光に関し次のように話されております。「地域固有の資源をブランド化し、雇用を生み、地域経済を活性化させる戦略的交流産業である」と述べておられます。

これらのことなどを踏まえて、道の駅設置計画の策定を図ることについて取り組まれないのであります。国土交通省は、平成 25 年 11 月 20 日に地域活性化のため道の駅を支援し充実を図る方針を決めました。道の駅は、地域振興の拠点として成功している全国の例も多く、国土交通省は地方の取り組みを後押しする必要があると判断されました。

以上、市長の答弁を求めます。

次に、3・11 震災などによる多賀城市道の路面下空洞探査調査・診断の実施についてであります。

インフラの維持管理とともに老朽化に対する危機管理として、市道主要道路の地下空洞調査の取り組みについて伺います。

平成 24 年 12 月に発生した中央自動車道笹子トンネル事故等を踏まえ、国民が安心してインフラを利用し続けるようにするためには、まずは適切な点検とその結果に基づく修繕を徹底することが欠かせません。

国土交通省は、平成 25 年を社会資本メンテナンス元年として今後 3 力年にわたる当面講ずべき措置を取りまとめ、さまざまな施設の老朽化対策に取り組んでいくとしております。国交大臣は、平成 25 年 8 月 8 日の会見で次のように述べております。「道路の下に空洞ができています。自治体が空洞を調査し、そこを埋める作業に取り組んでいる。自治体のそうした動きに対しての予算面・財政面での支援が大事だと思います。平成 24 年度の補正予算にも、防災・安全交付金の中で路面陥没の調査分として予算が計上されている」と述べられました。

新たに創設された防災安全交付金は、平成 24 年度補正予算で 5,498 億円、平成 25 年度予算で 1 兆 460 億円が計上されています。従来の道路維持管理対策の調査は目視による舗装の傷みぐあいを確認してから修繕する、いわば対症療法的に取り組ってきましたが、今後は予防保全的な対応の実施に向けて努める必要があります。道路の維持管理とともに、老朽化に対する危機管理として適正に管理し、安全で円滑な運行が図れるようにしなければなりません。

そのための方策として、道路面にマイクロ波を照射し、解析して CT スキャンのように地中の空洞を探査、調査、発見する診断技術を用いる取り組みをしていただきたいのであります。

平成 24 年度に防災・安全交付金が予算に計上されてから、国道 45 号、宮城県仙台市においては、既に路面、道路面、地中の空洞探査調査を実施しておられます。本市における取り組みは、当面交通量の多い主要な道路、すなわち多賀城市道の 1 級と 2 級を調査の対象として扱われたいのであります。

以上、市長の答弁を求めます。

○議長（板橋恵一）

市長の答弁を求めます。市長。

（市長 菊地健次郎登壇）

○市長（菊地健次郎）

吉田議員の御質問にお答えいたします。

初めに、（仮称）多賀城インターチェンジの名称についての御質問でございますが、インターチェンジの命名について、事業主体である国土交通省に問い合わせをしましたところ、事前に地元の自治体に照会をし、意見を聴取した上で決定しているとの回答をいただきました。

（仮称）多賀城インターチェンジにつきましても、供用開始前には名称に関する意見の照会が行われますので、その際に検討させていただきたいと思っております。

2 点目の道の駅計画の策定につきましては、先ほど松村議員の御質問にお答えしましたとおり、まずは本市の観光振興を図るためにはどうあるべきかの検討から始める必要があり、先ほど申し上げましたとおり、さまざまな方々で構成いたします観光推進プロジェクトを平成 26 年度に立ち上げまして、この組織で検討してまいりたいと思っております。

次に、市道の地下空洞調査についての御質問でございますが、震災後、市道における大きな沈下や陥没が数カ所ございましたが、道路占用物件の災害復旧工事や道路舗装の災害復旧工事が進み、震災後 2 年 9 カ月経過した現在では新たに沈下や陥没する箇所はほとんどない状況でございます。

御質問の地下空洞調査につきましては、国道や県道において実施している現状は把握しております。国土交通省東北地方整備局東北技術事務所で行った調査によりますと、空洞箇所は地方部より市街地箇所が多く、やはり地下埋設物に関連する空洞の発生が約 8 割以上という分析結果の発表がございました。

現在の道路状況は、先ほども申し上げましたが、地下埋設物の災害復旧工事や道路災害復旧工事も進んでおりますので、現段階で地下空洞調査については今後の検討課題としたいと考えております。

なお、今後の道路維持管理体制といたしましては、道路施設の総点検、橋梁長寿命化を図る修繕を実施していくとともに、定期的な道路パトロールを強化し、路面に異常があった場合は早急に原因調査を行い、第三者災害にならないよう速やかに対処する考えでありますので、よろしく御理解をお願い申し上げます。以上です。

○議長（板橋恵一）

吉田議員。

○15番（吉田瑞生議員）

まず最初にインターチェンジのことではありますが、国土交通省に問い合わせ、その旨の答弁がありました。地元の意向を聴取するというものでありましたので改めて確認いたしましたが、多賀城市の意向として国府多賀城インターチェンジということでの考えをお持ちであるかどうか、明瞭にさせていただきたいと思います。このことは先ほどの中でも述べましたけれども、駅についても、橋についても、県道やJRのそれぞれの施設に国府多賀城ということのを頭に据えて命名されている。これらのことを系統的に、継続的に取り扱うためにも、インターチェンジにおいても国府多賀城と命名されることを望むわけではありますが、御答弁をお願いします。

○議長（板橋恵一）

市長。

○市長（菊地健次郎）

インターチェンジの名称でございますけれども、道路利用者とか通行者にわかりやすい名称であるということは皆さんおわかりだというふうに思います。例えば名取とか、仙台南とか、利府中とか、それから地区名ですと仙台港、仙台港北が用いられているわけでございますけれども、多賀城市内ではこのインターチェンジしか、まず、あともう一つなんていうのはちょっと無理かというふうに思いますので、一応多賀城インターが非常に有力かなというふうには思いますけれども、多賀城は歴史のある国府があったところでございますので、これは国府多賀城インターチェンジということも、これはJRの多賀城駅があるように特別史跡に隣接するインターチェンジということで、歴史性を持って県の応援も得ながら国土交通省にはお願いしてみたいというふうに思っています。

○議長（板橋恵一）

吉田議員。

○15番（吉田瑞生議員）

実は私もこの一般質問を取り上げるに対して国土交通省を訪問し、数回の指導意見を賜ってまいりました。ただいま市長答弁されたとおり、私も述べましたけれども、やはり多賀城市と宮城県が共同歩調でそれぞれの機関に要望する、このことは極めて重要であるというような判断を私はいたしました。それは当然だと思います。県も市も同じ認識のもとに考えているということをやはり態度で示す、そのことがベースにあって事がなし得ればいいのだと思います。

また、あわせて今市長もおっしゃいましたけれども、多賀城市内では唯一のインターチェンジでありますし、また西部地区に設置されるインターチェンジでありますから、歴史的な重みをそこにあらわすことは当然の意味であるとも思います。よって、国府多賀城ということをも明記して要望活動するよう、もう一点は宮城県ときちっと協議を図るという点についての所見を伺います。

○議長（板橋恵一）

市長。

○市長（菊地健次郎）

先ほど申し上げましたとおり、1月、お正月過ぎくらいには県のほうにも当然御挨拶に上がりますので、あるいは知事直接か関係のところ、担当のところに行って、そちらのほうからでもまたお願いに上がるかなというふうに思いますので、吉田議員のおっしゃったこと、まず訴えてみることは訴えてみたいというふうに思っていますので、よろしくをお願いします。

○議長（板橋恵一）

吉田議員。

○15番（吉田瑞生議員）

インターチェンジのことについて 1 点だけ紹介しておきますと、私が国交省に伺ってそれなりの考え方を聞いた段階の一つのことですけれども、いわゆる開通までの時期との関係です。これは十分担保されているというふうな認識をされておられました。ですから、平成 27 年度中の開業、供用開始までの期間としても、十分その期間は担保されている状況下にあることを踏まえて対応することによろしいのではないかなということでありましたので、そのことは紹介しておきます。

次に、道の駅に関してであります。プロジェクトチームの中で考えていくということでありましたけれども、そのプロジェクトチームの中で検討する事項の一つに道の駅計画の策定についてという柱をぜひ設けるよう望むものでありますけれども、答弁を願います。

○議長（板橋恵一）

市長。

○市長（菊地健次郎）

今おっしゃったのは、道の駅あるいは物産館ということで、一旦二股みたいなかけることじゃなくて道の駅だけをということ、もう一回ちょっと質問の趣旨をもう一度。

○議長（板橋恵一）

吉田議員。

○15 番（吉田瑞生議員）

市長のリーダーシップのもとで副市長に話されているプロジェクトチームを構成される、その中で検討される旨の答弁がありましたけれども、そのプロジェクトチームの中でさまざまな課題を協議されると思いますけれども、その協議事項の一つの柱に道の駅計画の策定という方針を掲げて協議されることを望みますが、答弁を願います。

○議長（板橋恵一）

市長。

○市長（菊地健次郎）

道の駅と物産館と、恐らく運営側がちょっと違うのかなと。ちょっと建設部長、その辺……、ちょっとしゃべってもらって。

○議長（板橋恵一）

建設部長。

○建設部長（鈴木 裕）

道の駅につきましては、御存じのとおり国土交通省所管の事業でございます。道の駅整備を進めるという際には調査設計から建設などへ国の、国交省の補助が入ります。

今御質問のあった趣旨につきましては、多分プロジェクトの中でどういう、それを実現するための手法として道の駅がいいんだということであれば改めて道の駅の整備に関する設計調査についての国と交渉して国から予算をいただいて、それでまた調査設計するよという形になると思いますので、その手段を考えるプロジェクトというふうに考えていただければ、まあ手順を踏んでという形になるわけなんです。

○議長（板橋恵一）

吉田議員。

○15番（吉田瑞生議員）

ですから、市長がプロジェクト云々ということをお答えされましたから、今建設部長がおっしゃられることは、大方針が決まった上でそれを受けて具体化をするための取り組みをされるということで回答をいただきました。ですから、前段のプロジェクト事業云々ということの中で道の駅設置に関する多賀城市の基本的な計画の策定に向けてもその場で議論する柱の一つとして定めていただきたいという考え方についての答弁を願っているわけであります。

○議長（板橋恵一）

市民経済部長。

○市民経済部長（伊藤一雄）

ただいまの質問についてでございますが、先ほどの松村議員のほうから観光行政の中で道の駅の構想についてお話あったわけでございますが、松村議員の質問で市長が御回答申し上げましたように、まずは農業を中心とした商業、観光と連動する6次化産業というようなことを捉えまして、それが促進されて、その延長線上に道の駅や物産館があるということでお答えがされました。それで、官民を挙げての市やさまざまな方々で構成いたします観光推進プロジェクト、これはいろんな分野の方々を想定しておりますけれども、これから調整に入りますが、まずは多賀城市の観光のあるべき方向性、あるべき姿というものが、どのようなものが目指す姿なのかということをもそのプロジェクトの中で議論をし、その結果として延長線上でその売るところ、販売するところ、そういったことで構想の中でそれらが結論として位置づけられれば、ただいま吉田議員がお話しされた道の駅などにつながっていくものだというふうに捉えております。

○議長（板橋恵一）

吉田議員。

○15番（吉田瑞生議員）

ですから、そのプロジェクト事業のさまざまな協議をされる中の延長線上の柱の一つに道の駅計画の策定についてという柱をぜひ掲げていただいて御協議願いたいという趣旨で再度伺っておったのであります。

それで関連して道の駅について述べますが、伺うところによると、国交省の判断としては近隣1キロメートル地域に道の駅がなければ設置可能だということでもあるようであります。さらにまた、ごらんのとおり二市三町地域としても道の駅は設置されている状況下にありますから、先ほど建設部長も述べておりましたけれども、国交省の考え方からすれば、市がきちっとした方針を定めて、それでいいということになれば、国交省もその方針を受け入れる状況下の条件は具備されているものと私は受けとめて質問をしているわけですが、それらのことを踏まえて、ぜひこれまでの間、市長も道の駅の設置についての検討ということを表明されてきましたから、ここを具体化するために先ほど来プロジェクト事業の運用中の延長線上で道の駅も考えていくということでありましたから、きちっとその中で協議する柱として市の意向としての道の駅の設置に関する計画を定めていく方向性の議論に付すためにも柱として据えていただきたいということを再度述べておきたいと思っておりますが、所見を伺っておきます。

○議長（板橋恵一）

市長。

○市長（菊地健次郎）

今 1 キロとおっしゃいましたか。私は 10 キロだったと思いますけれども、ちょっと建設部長、それわからない。私は、道の駅は 10 キロ圏内、要するに 10 キロ四方になればということだと。1 キロだったらすごい道の駅いっぱいできたんじゃないかなというふうに思いますけれども、どうですか。まあいいです。道の駅というのも当然路線に乗っていませんから、プロジェクトの中ではそれは当然一つの柱ということは、これはやぶさかではないですので、これは非常にやらせていただきたいというふうに思っていますので、1 キロ 10 キロ、そういう問題じゃないというふうに思うので、たしか 10 キロだったと思いますけれどもね。

○議長（板橋恵一）

吉田議員。

○15 番（吉田瑞生議員）

わかりました。よろしく願いいたします。

道路の関係について最後に再度伺っておきますけれども、現状はちょうどこの辺で話されていることを承知いたしました。その上でありますが、やはり今後とも、先ほど紹介しましたけれども、防災・安全交付金の活用などの方策についても、考えられていただきたいものだというのが 1 点でありました。

さらにまた、いわゆる道路維持管理対策についてであります。これまでの対症療法的方策からもう一歩予防保全的な方策へのことを対応していただいて、道路とか維持管理、あわせて危機管理への対応になるものだという認識で述べさせていただきました。

この考えについての市長の所見を改めて伺って質問を終わります。

○議長（板橋恵一）

建設部長。

○建設部長（鈴木 裕）

吉田議員からお話のあったとおり、ことしの初めに太田国土交通大臣からメンテナンス元年ということが述べられまして、今後は非常に大きな維持管理費が重要になってくるということになってございます。多賀城市にとっても、復興事業、復旧事業、いろいろやっていますが、大規模にやっておりますが、今後その復興事業でいろんな道路、大きな道路、あるいは災害公営住宅を建てる中で、できた後から即インフラ整備とメンテナンスということになってきますので、大変重要な大きな課題だと思っておりますので、ただいま議員からお話があった交付金等を活用しながら、予防保全という観点から計画を進めていきたいというふうに、長い目で対応していくという形でそういう計画をつくっていくということが重要だというふうに思っておりますので、そういうふうに対応していきたいというふうに考えております。

○議長（板橋恵一）

ここで 10 分間の休憩といたします。再開は午後 2 時 10 分といたします。

午後 2 時 01 分 休憩

午後 2 時 10 分 開議

○議長（板橋恵一）

再開いたします。

3 番江口正夫議員の登壇を許します。

（3 番 江口正夫議員登壇）

○3 番（江口正夫議員）

通告どおりに平成 25 年度本市総合防災訓練の検証について質問をいたします。

先月 11 月 4 日、平成 25 年度多賀城市総合防災訓練が約 2,700 名参加を得て実施をされました。参加した市民は真摯に取り組んでおりました。

また、同じく 28 日には減災シンポジウムが開催され、減災都市宣言が発表され、8 つの減災戦略が策定をされました。

ハード面については逐次整備されつつ、災害に強い都市の形成に向け進められていますが、ソフト面である戦略の一つ、自助・共助の減災力向上については、具体的な方策の構築の余地があると考えます。

その視点から総合防災訓練を検証して、その論点を展開したいと思います。

正常化の偏見という言葉がありますが、それは災害に対する人間の基本的な心理をあらわすもので、一般的に 1 つは事態を楽観視し、災害を軽視する。2 つ目は、災害が起こっても自分は被害を受けないと自分に都合よく考える。3 つ目は、正しい情報を無視し、願望を含めた身勝手な予測をするという心理が働くそうであります。

そのような意識・心理をなくし、今回の総合防災訓練は東日本大震災の教訓を風化させず、市民の防災意識をより高揚させるとともに、減災・防災の対応を検証することに一定の成果があったと思料します。

私は、近傍行政区 7 カ所の訓練を確認いたしました。本部機能以外の行政区の訓練についての今後の課題等について質問をいたします。

今回の訓練種目は、避難誘導訓練、避難所開設運営訓練、搬送訓練等の 17 項目が示され、事前に 3 回にわたり訓練の概要を行政区に説明され、基本的には行政区の訓練種目は行政区が考え、自主的訓練となりました。

その結果、私が確認しました限られた行政区の訓練についての所見でありますことをお断りした上ですが、訓練内容、訓練練度に格差を感じました。ある行政区では、指定避難場所に住民が 20 人程度集まって即解散したところや、別の行政区では避難所を名簿で確認した後、防災資機材の取り扱い操作訓練をしたところや、また別の行政区では簡易担架やリヤカーでの救出訓練を行ったり、あるいは津波体験者の体験談、住民相互によるディスカッション、初期消火、消防署員による避難時の説明、濃煙体験等が行われました。確かに実動訓練を行うことで住民の防災意識の高揚、避難行動の対応は高まったものと思料しています。

しかし、一方でさまざまな課題があることも認識をいたしました。

そこで、第 1 点として、今回の防災訓練の成果の概要についてどのようにお考えかお伺いいたします。特に、今後取り組むべき課題についてお伺いをいたします。

第 2 点は、各行政区の訓練の内容、練度の格差を確認して、訓練を実施するためのプランとなる基本的事項に疑問を持ちました。それは、キーマンとなる人材の育成と地域ごとの住民行動マニュアルの作成の必要性であります。

今回の訓練実施に当たって、事前説明がなされたとはいえ、行政区ごとの自主訓練に任せたことは、地域住民が地域の特性を考えて訓練計画を作成し実施する上では有意義であり、望ましいあり方だと思います。

しかし、総合訓練が行われる約 1 週間前に、ある行政区長——この方は平成 22 年度に防災リーダーの本市の養成講座を受けております——からの何をどのようにやっていいものか教えていただけませんかとの依頼に私は幾つかのアドバイスをいたしました。しかし、日ごろからそのような体制ができていないとの返事でしたので、では避難誘導、安否確認等、基本的行動をやったらどうですかとアドバイスをいたしました。その区長さんは相当悩んでいる様子ではありました。結局、この行政区は今準備できる範囲内の軽易な訓練になりました。

このことから、自主訓練のねらいを達成するにはキーマンとなる人が訓練指導計画を作成する基礎的知識と技法を身につけているのか、そして作成のために具体的に助言・指導する機会がなければ、それを要求することは現状ではかなり難しいと思います。そのため過去の経験に基づいた従来型の基本的訓練となり、ましてリーダーシップをとるべき自主防災教育を受けたリーダーが参加しない行政区は低調な訓練になってしまいました。

そこで訓練指導計画を作成し実施できるリーダーの育成のための教育の充実が必要であります。毎年、本市では地域防災リーダー育成講座が延べ 6 時間の内容で行われています。その内容は、講義が主体の知識教育であり、訓練指導計画を作成する実践的教育はありません。ゆえに現在の知識教育の中に、あるいは時間的制約があるならば、その後のフォローアップ研修の中で模擬演習、あるいは図上演習として実技を通して防災訓練の企画運営力の向上を行い、キーマンとなる人材を育成することが急務であると考えます。

訓練指導計画は、すなわち有事において地域の行動マニュアルになるわけですから、具体的にいつ誰が何をどのように行うのかの役割分担や住民の行動要領を計画し、毎年の

防災訓練でその検証を行い、不都合な点は修正し、実行動に近い行動マニュアルを具備し、地域の住民あるいは地域の役員等に普及教育して徹底を図るべきだと思います。このような視点について御見解を伺います。

次に、3点目ですが、市民の減災・防災対応力のステップアップ計画の作成についてであります。各年度の重点訓練種目を設定して、機能別訓練の練度向上を図り、集大成としての総合訓練で検証する中期ステップアップ計画を策定して着実に市民の対応力の向上を図っていくことが必要ではないでしょうか。

特に、私が重要と考えています訓練として、災害時要援護者の救助であります。今回示された訓練種目の中に救出・救護訓練が含まれていますが、私が確認した行政区では、一部の行政区の軽易な訓練を除き実質的には行われませんでした。

東日本大震災では不幸にも犠牲になった方の多くは災害時要援護者であります。宮内地区のある世帯では、日中高齢者のみの世帯の方で足腰が弱く、心臓病を患って、自宅の2階に避難することもできず津波の犠牲になりました。災害時要援護者対策は、名簿の整備が進められ、行政区長と一部の人が保管していますが、果たして有事に真に生かされるのでしょうか。甚だ疑問であり、今後どのように取り組まれていくのか危惧されます。

確かに本市では災害時要援護者ガイドラインは整備されています。しかし、実際の運用のあり方やその訓練は情報保護法による問題があって進められていないのが現状であります。震災時、対象者を誰が支援するのかの支援要員が明記された計画は整備されているものの、その支援要員が不在の場合に近隣住民が誰をどのように救助するのか、その計画の実効性を検証すべきであり、その検証に基づいて災害時要援護者対応計画を行政区ごとに備えておくべきと考えますが、いかがですか。この問題は、他の議員も質問をされております。今後、どのように進めていかれるのかお伺いします。少なくとも要援護者の了解を得て防災訓練で検証できるように考えていくべきではないでしょうか。

次に、4点目、防災訓練実施要領のあり方についてであります。

先ほど申し述べましたように、行政区の防災訓練の練度、防災意識において格差があります。そこで、行政区を指定して重点訓練種目を研究し、実動訓練を行い、他の行政区の区長、自主防災組織の長、民生児童委員等が研修する、あるいは年度当初と総合防災訓練終了後に定例的な防災関連の意見交換会を開催し、市の全体的な防災・減災対応力の向上のために検討する機会が必要ではないでしょうか。

あわせて、本市に防災士が約 30 名、正確な数字は確認しておりませんが、いると聞いております。防災士の専門的知識、技能の協力を得るなど、今後連携を深めていくことも必要であると考えますが、いかがですか。

最後に、東日本大震災の教訓からみずからの命はみずからが守ることを第一義としています。しかし、災害弱者は、みずからの対応力は限られています。また、公助についても、初期段階では限りがあります。その点で共助が大事であり、そのためには市民の質的・量的対応力の段階的底上げが求められると思います。そのことが減災都市としての名実ともにふさわしい多賀城市の姿であると思います。

以上をもって最初の質問を終わります。

○議長（板橋恵一）

市長の答弁を求めます。市長。

（市長 菊地健次郎登壇）

○市長（菊地健次郎）

江口議員の御質問にお答えいたします。

まず、1 点目の総合防災訓練の成果の概要等についてですが、今回の総合防災訓練は、東日本大震災後初めての総合防災訓練であり、33 行政区 20 企業団体等の協力のもと、訓練参加者約 2,700 名が参加し、地震災害等における防災体制及び応急活動体制を検証・確認するとともに、あわせて市民等の防災意識の高揚を図ることができました。

総合防災訓練の検証作業の取りまとめは終わっておりませんが、訓練終了後、訓練に参加した企業、団体、地域及び学校などからの主な意見としましては、住民の参加者が少なかった、関心度が低かった、来年は高齢者、要援護者対策の訓練を実施したい、住民・市職員・教職員間の打ち合わせの必要性を感じたといったものがありましたことから、今回の訓練の反省や経験を踏まえ、次回以降の総合防災訓練に反映させていきたいと考えております。

2 点目のキーマンの育成、住民行動マニュアルの具備につきましては、御承知のとおり、本市では防災出前講座や地域防災リーダー育成講座を既に実施しておりますが、各地区の防災に関する意識レベルや地区の防災対処能力に差異があることは議員御指摘のとおりであ

ると認識しております。

今後、防災に関するスキルアップを目指して、地区の防災リーダーや住民等に対して普及教育等を実施してまいります。特に、地域防災リーダー育成講座においては、これまでの講義などを主体とした内容を見直し、図上訓練やグループ討議など、地区住民のマニュアル作成に資する内容も含めたカリキュラムを検討してまいりたいと考えております。

3 点目の防災対応力の練度の向上等につきましては、訓練終了後に参加団体及び市職員などから寄せられた貴重な意見をもとに減災・防災力の課題や訓練目的にかなった手法をそのまま利用するのではなく、訓練企画者や訓練参加者の知識や訓練の習熟度に応じた重点訓練種目を設定してまいりたいと考えております。

また、今後は、行政等区長や民生委員児童委員など、実際に地域で支援する方々の役割を改めて明確にするとともに、災害時要援護者名簿を活用した適切な訓練方法などについて関係機関を交えて地域の方々とお話し合いをしながら有事に生かせるよう努めてまいります。

4 点目の防災訓練実施要領についてでございますが、東日本大震災時に大きく被害を受けた地区とそれ以外の地区とで住民等の防災に関する意識に差があるのは確かでございます。これらを踏まえて各地区が独自で実施する防災訓練等には他行政区の防災担当者の積極的な参加を促し、情報の共有を図り、地区の特性に応じた防災対応能力を向上させるとともに、防災士等の専門的な知識や技能の活用を得ながら、市全体としての防災能力の向上について検討してまいります。

また、訓練終了後には参加者に対しましてアンケートなどを実施し、現状の把握や訓練の検証ができるよう体制を構築してまいります。

江口議員のほうから他の行政区の訓練の総合研修、定例意見交換会を行い市全体の減災・防災対応力の向上を図るべきとの御指摘をいただきました。このことを踏まえまして、私のほうから言ったんですけれども、できるだけ早目に減災・防災対応力のステップアップを図るべく市内全体構成の反省会を開催したいということで担当の部長等にも言ってありますので、できればこれ反省を毎年やっていきたいし、どこがどういうふうにわからなかったか、各地区の行政区でいいところ、悪いところ、その辺の区別もお互いの様子を見ながら助け合いを促していくことも、私は防災都市宣言をしたという建前上、防災都市宣言したわけですから、これは防災都市として頑張りたいなというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（板橋恵一）

江口議員。

○3 番（江口正夫議員）

まず、1 点目でございます。

この一般質問つくるときに交通防災課のほうに資料を要求に行きました。そのときにまだ成果報告ができていないと、その時点では、参加者等のアンケートを取りまとめてこれから検証するという段階でした。今、市長のほうから参加者の数とか、あるいは関心度が低いとか、あるいは要援護者の訓練であるとか、いろいろ意見が住民から寄せられたようですが、やっぱり 2,700 人というのはちょっと少ないと思います。評価はそれは分かれるんでしょうけれども、そうしますと、この数が毎年そのようなオーダーで推移するんであれば、大体限られた人しか毎年出ないんじゃないかと。その中でどうするかといったら、やはり限られた人間、参加する市民、あるいは住民、その方たちを基幹要員として育てるというのも一案かなという気がします。もちろん参加希望がふえるように、そういう努力も当然はされるんでしょうけれども、やっぱりその限られた市民の中でどういうふうに訓練を行っていくかということも一つ大きな課題として捉えていただきたいなということで、1 番目については全般でございますので、まずは成果のサイクルを見ましてから改めて質疑をしたいなというふうに思います。

次、2 番目でございます。

2 番目についての教育の内容の充実とか、あるいは改善ということをして市長のほうで答弁されました。現在、防災リーダーの養成講座、これが年度によって違うんですけども、大体 2 日から 3 日で計 6 時間です。そのうちの 4 時間が講義になっています。あとの 2 時間が、私も普通救命士の資格持っているんですけども、消防署員による普通救命士の講習、あるいは応急手当のやり方とかいうことでそれが 2 時間で、実質的には先ほど市長が言われたように、図上演習とかあるいはグループ間討議というのは、もうはっきり言ってなされていない。そういう面で、講座講義主体じゃなくて、本当に発災してから避難所の開設・運営、そして支援物資の受け入れとか、支援の行動の中で状況付与計画みたいなのをつくってトレーニングしていったらどうかと改めて思いますけれども、いかがですか。

○議長（板橋恵一）

市長。

○市長（菊地健次郎）

今江口議員おっしゃったように、グループ討議等をやることは、やっぱりスキルアップのためにも本当に必要なことだというふうに思います。ですから、私最後に述べましたけれども、全体討議もいいわけでございますけれども、あと各行政区に帰って、これを踏まえてどうするかという展開をやっていただければなおいいのかなというふうに思います。

○議長（板橋恵一）

江口議員。

○3番（江口正夫議員）

次に、3番目の質問の中で要援護者対策についてちょっとお伺いしたいと思います。災害時要援護者支援ガイドラインという本市の、これは平成20年につくられたのがあるんですが、その中の7ページ、8ページの11番に避難勧告が出された場合の行動フローがあります。それから、8ページに災害が発生した場合の行動例があります。最後のほうに、9ページですけれども、それぞれの取り組みと役割ということで、自治会等とそれから行政と2つに分けてあります。私が言いたいのは、確かに個人カードとか、要援護者ごとに個人カードあるいは名簿というものが整備をされているのは事実です。しかし、じゃそれを行政区に持って行って、どういうふうに具体的に使うのよというところは、まだそこまでは余り研究されていません。要するに、名簿は保管していますよ、個人カードは持っていますよ。その部どまりというのですか、その段階に今のところはなっている。先ほど申しましたそれぞれの取り組みと役割の中で、6つほど行政側として挙げております。例えば地域の集合体組織結成を支援しますとか、あるいは自主防災組織でのコミュニケーションを密にします、あるいは防災リーダーやボランティアなどマンパワーを育成します。6つのうち4つぐらい、私は割と進んでいるなというふうに評価をしていますが、例えば自主防災組織とのコミュニケーションを密にします、あるいは防災リーダーやボランティアなどのマンパワーを育成しますというふうに平成20年に掲げてあるわけです。しかし、実際は行政区を回ると、そんなに進んでいる、あるいは進められているということはないと断言できるほどに思います。これは確認しました。やっぱり進んでいないんです。いわゆるそこら辺を掲げているんなら最後まで責任を持ってやっぱりやらないと、いつまでもこの文言が生きていくんじゃないかなと思うんですよね、これから先も。そこについてはいかがでしょうか。

○議長（板橋恵一）

総務部長。

○総務部長（内海啓二）

全く御指摘いただいたところ、全くでございます。この辺につきましては、いわゆる防災の取り組みもさることながら、やはり地域の関係、要するに住民同士の関係をいかにして顔の見える関係にしていくかというふうな取り組みが大事になっていくんだろうというふうに思います。こういった日常的な関係をより深く構築していくことによって、それぞれの状況状況を住民同士がわかり合う、そういった形がいわゆる防災力、ひいては地域力を向上させていくというふうな形になるということができます。防災という観点もさることながら、これからいわゆる一つのコミュニティの向上、住民同士の関係の向上についても、新たな形で取り組んでいけるように努力してまいりたいとこのように思っております。

○議長（板橋恵一）

江口議員。

○3番（江口正夫議員）

最後ですが、これ要望にとどめますけれども、いわゆる減災都市宣言をされたということで、これに恥じないように、やはり名実ともに、本当にハードもいいんだよ、でもソフトも物すごい意識が高いんだよというような、ほかの市から尊敬されるようなそういうふさわしい減災都市多賀城にしてもらいたく、市とやはり住民とがタイアップして、そういう目的を一つにして、今まで以上により緊密に減災・防災体制づくりに寄与していただきたいということをお願いして終わります。以上です。

○議長（板橋恵一）

14番雨森修一議員の登壇を許します。雨森議員。

（14番 雨森修一議員登壇）

○14番（雨森修一議員）

通告とおり、きょうの一般質問の最後に至ったわけではありますが、締めであります。中身をしっかりと申し上げますが、とにかくわかりやすく質問させていただきたいと思います。

通告どおりの質問でございますが、政庁の外郭南門、以前も申し上げております、復元計画についてでございますが、南門の復元計画が進められているが、一千年に一度と言われる東日本大震災に見舞われて、多数の死者、家屋等の大きな被害を受けております。多数の死者、家屋等、本当に多賀城にとっては大変な損害となります。

復旧・復興が最優先する 10 年であると考えます。市が多賀城創建 1300 年に合わせ南門を復元することに対し、事業の見直しを検討するべきだと考えることであります。仮に復元したとしても、経済効果、維持管理等、多難と思われませんが、市長に伺うものであります。

多賀城南門事業の計画の背景は、平成 2 年に策定した第三次総合計画の南門立体復元計画、具体的事業が位置づけされました。平成 3 年から平成 5 年に基本設計、平成 6 年度実施設計、コンピューターグラフィックス作成、特別史跡多賀城跡建物復元等々、管理活用計画が策定されました。しかし、この事業計画は、平成 6 年より平成 22 年まで中断されております。なぜ中断されたのか。前市長の考え方は、平成 6 年 9 月 22 日に発生いたしました豪雨による大水害、また区画整理事業、そしてまた鉄道高架等々の市民の目線でまちづくり対策に取り組んでこられた。敬意を表するわけであります。現市長は、何が何でも南門を復元するというお考えのようでありますが、市長が思う市民の声は何であろうと。市長を取り巻く方々は、「市長、早く南門をつくってくれ」というお声もあるようですが、例えば一例として被災された方々の考えを聞き、仮設住宅にお住まいの方々の考えも聞く、そういったことも求められると思います。

そして、その質問の中に、維持管理についてでございますが、平成 22 年第 4 回、今から 3 年前です、定例会一般質問の中で申し上げましたが、全国各地で文化財等、その中でも奈良県奈良市で点在する文化財の維持管理について頭を痛めていますということでテレビ等でも放映されました。奈良県の関係者の声でございますが、正倉院がアライグマによって被害を受けて、そしてまたこの間世界遺産法隆寺、国重要文化財の土塀がドライバーのような凶器で落書きされている。数十年前でございますが、法隆寺の金堂を支える一番主体となる堂でございます一部の柱がのこぎりで半分切られておりました。数カ月前、私も奈良に行きましたが、法隆寺院内に電話をしました。これは先日でございます。法隆寺では、文化庁に毀損届を出している。法隆寺を柵で囲うこともできない、予防のしようがないんだという話であります。対策はないというわけです。多賀城においても、山の上に南門を復元したら、建物をどのように管理するのか。具体的に一例を挙げて市長の考えをお伺いをいたします。

第 2 点目の質問であります、多賀城第二中学校に弓道場を建設することについてお伺いいたします。

多賀城中、東豊中、高崎中の 3 校には弓道場が建てられております。弓道部活動の中で心身を鍛えられている生徒もたくさんおります。しかし、なぜか第二中学校だけは弓道場が備えられていません。弓道場を建てることを必要と思うが、いかがでしょうか。お伺いするものであります。

本年 10 月 13 日、第 15 回多賀城万葉まつりが盛大に開催されました。好天にも恵まれ、市内外から多くの見物客、参加者が集まりました。古式豊かな催しの中、水上ステージでは悠久の史都多賀城を思わせる一日であったと思います。午後より、万葉ステージ、市内 4 中学校の生徒による弓術、矢を射る人、見物する人たちも息をとめ、一瞬の静寂、矢の飛び位置は多少違うけれども、まことにもって感動的な一瞬でありました。市長も御存じのとおり、各地において弓につながる行事、神事、ことわざなど多くありますが、先人より受け継がれた今日に至るまでの古式豊かな武術の一つ弓術でもあります。鎌倉時代の神事の中に、流鏝馬、神社境内において馬上にて鏝矢で的を射、まことに壮観であり、代表的な技術でもあります。

弓にちなんで歴史、行事などに触れてみると、武家社会はもとより、農耕民族にとっても大切な神事、伝統事業として引き継がれています。一例を挙げますと、福島県石川郡古殿町の農家にて、無病息災豊穰などの神事流鏝馬を行うためにわざわざ馬を飼っております。時代をさかのぼりますが、源平合戦の屋島の戦い、源氏の武将、那須与一。そしてまた、京都の蓮華王院、通称三十三間堂の通し矢なども歴史の中に生きております。最後に、戦国武将、三本の矢で名を残しました毛利元就、今日のきずなの格言であると考えます。

以上、多々例を挙げて弓に対しての歴史などを申し上げました。市長の熱い言葉、口癖、その中に文武両道、市長からよく耳にする言葉でございます。文武両道です。近い将来、多賀城第二中に弓道場を建てること約束してくれませんか。教育熱心な市長、多二中だけは弓道場は要らないというようなことは万一考えてはおられないと信じております。御答弁願います。以上です。

○議長（板橋恵一）

市長の答弁を求めます。市長。

(市長 菊地健次郎登壇)

○市長(菊地健次郎)

雨森議員の御質問にお答えいたします。

1 問目につきましては私から、2 問目につきましては教育長からお答え申し上げますので、よろしくお願いいたします。

1 問目の多賀城南門等の復元整備についての御質問ですが、本事業につきましては、何度か雨森議員から御質問いただき、その都度お答え申し上げているところでもございます。

本事業の目的は、次代を担う子供たちや市民の皆様などに古代東北の中心であった多賀城を五感で体感していただきながら、この貴重な歴史文化遺産を保存し、未来へ継承していくもので、多賀城創建 1300 年に当たる平成 36 年、西暦で言うと 2024 年でございますけれども、それまでに多賀城南門等を復元していこうとするものでございます。

南門や築地塀等を復元するためには、工事期間だけでも五、六年を必要といたしますが、工事に着手する前にはこれまでの発掘調査の成果や建築意匠に係る蓄積などを踏まえ、平成 7 年に策定した実施設計書についても復元検討委員会に諮りながら見直す必要があるものと考えています。したがって、本事業は、今後おおむね 11 年という長い期間をかけて進めていくものでございます。

震災復興計画では、来年度から再生期を迎え、震災からの復興に向け災害公営住宅や避難道路の整備などの各種事業が本格化いたします。被災した市民の皆様の生活再建と震災復興計画の早期実現のため、震災復興事業を再優先に取り組んでまいりますとともに、南門等の復元につきましては、実施設計書等の見直し作業を復元検討委員会において引き続き検討していただき、震災復興計画の進捗状況などを考慮しつつ取り組んでいく所存でございますので、御理解をいただきたいと思います。

なお、南門等の復元に伴う経済効果や維持管理経費などにつきましては、中央公園整備事業の進捗とそれに伴う政庁・南門間道路の復元整備など、多賀城南門周辺の整備状況とも大きくかかわってまいりますことから、南門等の復元にかかわる実施設計書の見直しとあわせて調査検証してまいります。

私からの回答は以上でございます。

○議長（板橋恵一）

教育長。

（教育長 菊地昭吾登壇）

○教育長（菊地昭吾）

雨森議員の2点目の御質問について、私のほうから御回答を申し上げます。

第二中学校への弓道場の建設につきましては、これまでも御質問をいただいております。

第二中学校では、現在16の部活動が行われて毎日練習や活動に励んでいるところであります。一方、第二中学校の生徒数は、昭和63年、1,011名をピークにその後減少しており、現在450名程度で落ちついておりまして、当分はこの生徒数を維持することができるのかなというふうに考えております。

このような状況のもと、現在5つの部活動については、それぞれ2名の顧問を置いておりますが、それ以外の部活動については2名の顧問を置けないのが現状で、これまでは部活動の数を減少させてきた経緯がございます。

学校への聞き取りを行いました結果、弓道部の開設を積極的に求める生徒や保護者からの声もなく、部活動の安全性確保や部を創設することによる現在活動中の部活動への影響の大きさなどを考慮しますと、現状では新部創設並びに部活動新設については難しいと考えておりますので、御理解を賜りたいというふうに思います。

以上であります。

○議長（板橋恵一）

雨森議員。

○14番（雨森修一議員）

すばらしい答弁でございました。ありがとうございました、本当に。

実は、まず第1点のほうでございますけれども、多賀城に三政庁東北だということですか、ということで1300年前、奈良の都の北を守れということで多賀城に政庁が置かれたわけなんですけれども、この建物の観光行政とか、それから現在建っている文化財とかというものの維持管理。私も現地にたびたび出向きます。職員の声、あるいはまた関係者の声を聞きますと、とにかく大変なんだということで、とにかく文化庁のほうに被害届を出すという文化財もたくさんございます。どういう状況か。守り切れないということですよ。これは対応する方法を私なりに市長にちょっと提言したいと思っているわけなんです、それにいたしましてもこの法隆寺、これちょっとけさ早起きしまして、法隆寺ってなかなかわからないでしょう。まあおわかりの方もいっぱいおります。こういう建物ですね。これが中心の建物です。金堂という。この建物を支える一部の柱をのこぎりで引いている人もいますよ。私電話で聞きました。その後どうなりましたと。いや、そのままなんです。これが現実なんです。別に法隆寺だけじゃございません。そういうことで、とにかくこれを守るといっても守り切れないんだと。それでじゃどうする、この間新聞出ましたが、土塀に釘のとか鋭いもので傷をつけている。これ部分直すことできないんですよ、これ。これ市長もよく御存じだと思います。ごめんなさい、こっちですね。これは全景です。法隆寺の全体的な建物です。これを守るのにじゃどうするかというの。さやを立ててぐるぐるぐるっと囲って人が入れないようにする。こんなことはできっこないとおっしゃっている。関係者も話しているんですよ。ですから、そういったことも今後の検討課題とおっしゃるけれども、現に現役の方がどうにもならないんですよということを訴えています。これは現状です。ですから、多賀城の南門を市長が文化財として考えて復元されるのか。あるいはまた観光の一つとして、店も何もないから人を集めるためにそれをつくれるのかというその辺の問題です。一度お伺いしてみたいなと思うのです。

これね、市長、市長も覚えておられると思うんですけども、市長がこの多賀城に政庁外郭南門を復元すると発表された場所を御存じでしょうね。これね、「多賀城によみがえる北の都」、平成22年、多賀城跡調査50周年記念と。このフォーラムが多賀城でございました。その際に高橋先生、作家でございますね、この方をお呼びして講演をいただいたんです。そしてまた平川先生とか、もちろん市長もそうですが、各大学の先生方をお呼びして、そしてフォーラム、パネルディスカッションを行いました。市長、御存じですね。その際に、私も会場にいました。そのパネリストから、「多賀城に何も見るものないんだ」という声が出ました。それを受けて市長は、「多賀城に政庁を復元するんだ」とその会場で声を発せられたというように私は覚えております。市の関係者も聞いておりました。おお、市長やる気になったな。それが発声なんです、これは。それまでは、市長もお考えがあったんだけど、「いやいや、まだまだ時期は早いよ」というお考えを私は理解しておったんです。お世話になりましたと。あと、テープ起こされると載っていますよ、これは。それは別にして、

ところがその22年というのは、その後6カ月して23年3月11日に、多賀城もそうですが、東日本大震災が起きました。6カ月後ですよ。ですから、その6カ月前に発表されたことはこれはこれとして、6カ月後にはウン万人という死者、行方不明者を出しているんです。まだまだこれから10年間はマグニチュード7ぐらいのものはどんどん起きるといふふうに毎日新聞紙上で報道されております。しっかりと地震対策とか震災対策、取り組まなくちゃいけません。復興10年、あと7年だとかそういう問題じゃないんです。そういうことを踏まえて、十二分に市長も御検討になられて、決して建てるなどかどうかわからないんです。今の時代にそういうことを市民の皆さんがどの程度理解しているか、一度市長、2人で仮設住宅回って市民の声聞きましょう。私、文書つくりますから。そして、仮設の方々も市民なんですよ。本当に望んでいるのか。そして、経済効果はどうあるのかと。そういったことを市民の目線で市政に携わっていただきたいとそのように考えております。

それから、先ほど教育長から御答弁ございました。人数が減ったというのは、多賀城中学校でマンモス校解消したんですよ。これは私も関係しておりました。ということは、元市長さんにおっしゃいました。1,240名ぐらいですかね、元市長が解消しようじゃないかということで（仮称）第二中学校というものが市長から発表されました。それで、多賀城の中学校の生徒が別に減少したわけじゃないんですよ、あれ。分散されたんです。数が少なくなったからどうのとそんなことは言いわけにならない。全然だめですよ、そんなことは。おかしい、それは。

それから、何かいろいろとやらない理由をおっしゃった。やるためにどのような方法があるかということを考えなきゃいけないんです。たとえ生徒が1人でも、やはり4カ所の中学校で3つの中学校は皆あるんです。1つの中学校だけに場所がないとか、やる人間がいないとか、そういうことは教育長、やっぱり教育長も教育出身の方ですばらしい方です。ですから、そういうことではなしに、将来的にはどうしようかと、市長もそのような確認いただきたいんですよ。そういう答弁では納得できません。教育を受ける子供たちは皆平等です。ぜひ踏まえて再度御返事ください。

市長から。

○議長（板橋恵一）

市長。

○市長（菊地健次郎）

私からは南門のほうをお話し申し上げますけれども、これまず 50 周年のときに政庁をということを私は言った覚えはないと思いますよ。（「間違いです」の声あり）というのは、政庁というのは、これは南門とは全く、つくる場合にはとんでもないお金が必要ですね。南門の場合は 10 億ちょっとですけども、恐らく例えば政庁をつくると思ったら 100 億近いお金がかかるんじゃないですか。10 倍ぐらいのお金がかかるはずですから、私自身としては、テーブルあるというんであると言うならば後で聞いてみたいと思いますけれども、そこまで大きなことを言うような私の性格じゃないと私自身は思います。ですから、高橋克巳さんが来たから言ったとしたら言ったのかもしれないけれども、ちょっとそれは私はないというふうに思っております。

仮設の方を回ってという話を言われましたけれども、これから震災復興に向けて、あと残り最終的には大体 7 年ですよ。7 年間です。この南門は、11 年後ぐらいです。約 4 年の開きがあるわけございまして、これは私自身もはっきり言って伊藤市長に言ったことがございます。私は反対だという話でございましたけれども、やっぱり多賀城の復旧・復興に向けて今歩んでいるからこそ、その多賀城のシンボルとなり得る外郭南門を私は復元して、やっと多賀城のシンボルができたからというふうなことを私は皆さんに見ていただきたいなという思いもございまして。きょうは観光で松村議員と吉田議員からいろいろありましたけれども、そういうシンボルもなければ観光につながってはいかないんじゃないかなというふうに思います。法隆寺とか、まあ法隆寺も前に行って、ああ、あそこら辺がやられたんだなというふうなことは私もわかっておりますけれども、いたずらする人というのはどこでもやりますよね、はっきり言いまして。これは、本当に文化財的なもの、文化財かあるいは観光かという話が今雨森議員からはあったわけございましてけれども、やるならばやっぱり昔あったであろう姿に復元するのが当たり前であって、岩手県のあそこにある多賀城を模した、あれはテレビドラマ用の施設でございましてけれども、普通のそういうふうなものじゃなくて、やっぱり本物を後世の方々のためにも残してやるのが私らの役目ではないかなというふうに思います。これね、当然復旧・復興が終わってからはできないとこれはできません、はっきり言って。復旧・復興が最優先ですから。ですから、その辺を、これは創建 1300 年が目安だというふうに私は思っておりますので、それをそのことにかかわらず復旧・復興がならないときには、何としてもやりたいとは思いますが、復旧・復興は、これはそういう意味でぜひつくっていただきたいなというふうに思います。

○議長（板橋恵一）

教育長。

○教育長（菊地昭吾）

生徒数とか、それにもというふうな数のことでは、若干大事な生徒数について触れさせていただきました。昭和 51 年に 409 名でスタートしました。そして 63 年に最大になって 1,011 名になりました。この間は、どんどん部活動をふやして、ふやせることができますね、先生方もふえるわけでありますから。これが部活動がどんどん拡大していく時代です。それから、63 年から一番減ったのは平成 18 年の 371 名。そして、若干今取り直してきまして、今平成 63 年から 25 年たっているわけですが、現在 450 名です。ですから、これには職員定数の管理規則というのがありますので、これとのかかわりというのは当然出てきます。あれも欲しい、これも欲しい、例えば子供が 1 人いて新しい部をつくりたいんだというふうなことでは、とてもとても職員数では定数管理がございまして、これは難しいというふうな。ですから、昭和 63 年からどんどん生徒が減り、職員定数がどんどん縮小していく中で、この最大限の 63 年のあった相当数の多い部活動をいかに整理していくかというのは、これは非常に保護者も含めた大きな悩みというのが現実です。そういう部分があります。

なお、私、市長も文武両道というふうなことでは、武道のほうを必修化ということで、これも当然市の武道連盟から大きな御支援をいただいておりますし、授業に取り入れているものもあります。そういうことで、その武道というふうなかかわりの中で弓道が多賀城市の特徴的なスポーツだというふうなことでは、これは十分わかっております。ただ、お話し申し上げたように、東豊、高崎、あれは新設のときにもう付随してできてありました。ただ、二中はなかなかそこになかったところが、あれが付随してあればもうどんどん生徒の増加、教職員の増加で簡単に進めたんですが、若干入り口でいろいろ難しい面があったのが、そういうふうな二中に大きな課題があります。よそとはまた違った現状です。

先ほど言いましたように、いろいろ市の武道が非常に活発な活動をしておりますので、その中で弓道というのも多賀城市の特徴的な武道だというふうなことを十分にわきまえております。そんなことで、学校の実情というふうなことがありますし、職員が足りなければ子供たちの安全・安心というようなこと、これも大きな部活の課題でありますので、その辺のところも十分踏まえなくてはならず、今後、未永く全くそういうことはありませんというふうなことはなくて、いろんな保護者なり、あるいは学校の現状なり、理解が深まれば、あるいはそういうふうなこともあるのかなというふうには思います。以上です。

○議長（板橋恵一）

雨森議員、通告に沿って質問してください。答弁者も、その通告の内容を見ながら答弁をしてください。ちょっと質問以外のことが多過ぎます。雨森議員。

○14 番（雨森修一議員）

でありまして、市長に対して言う言葉でありますけれども、市長、いろいろとわかりました。必ずしも、創建 1300 年というものがあきではなくて状況をよく判断しながらという考えでありますので、それは一応受けさせていただきたいと思います。ただ、私もちよくちよく歩いています。そうしたら、「いや、こんな苦しい時代に何言っているんだ」という声ももう多々あります。そういうことで、やはり市民の目線で市政をやるんだという市長の考えでございますので、見せるものがないとかあるとかそういう問題じゃないんです。これからの時代をよく把握してしっかりと時代、流れを考えていただきたい。奈良の市の職員、多賀城跡を見まして、「いいところじゃないか」と、「このままでいいんだよ」という声を多くいただきました。そういうことであります。

それから、教育長、やらないことありきじゃなしに、教育長、あれですか。金がないからできないんでしょう。市長が金がないと。復興で金がかかるから、いや私の考えですよ、教育長が言ったわけじゃないです。金がない。道の駅、いろいろ物産館、観光を考えなきゃいけない。弓道はもうそういう事情だから置いておけというような考えなのか。そうじゃなしに、市長、市長がやっぱりあなたがやろうという考えをやっぱり教育委員会のほうで、今できないことでも将来そういうことも考えていきますよという答弁をいただきたい。それがあれば十分納得しますから。人数ということじゃないんです。近い将来、5 年か 10 年かわかりませんよ。でも、あなたが代がかわってほかの市長になるかわかりません。10 年後はわかりませんよ、これは。だけれども、そのときに前市長がこう言っていたよという議員に引き継ぐ方がいっぱいいらっしゃるんです、若い方が。そういうのがあれば、温かい心をここで答弁して議事録に残していただきたい。そういうふうに考えております。

それから、実はもう一つだけ。この管理体制、これは申し上げます。私の案です。一つの管理棟を建てます。そして、24 時間、あそこで番人を置くんです。上からずっと 24 時間番人がいると。そういうのも一つ安全、そういったことも考えて、いいでしょう。それから、防犯カメラ。そういったこともいろいろと含めて具体的にこういったこともあるんだけどどうでしょうかと。だから、今後の課題、今後の課題ではなかなかどうしてどうして。ぜひひとつそういったことを踏まえて、これ具体的な質問ですから、教育長も市長も、答弁簡単でいいですから、お願いします。

○議長（板橋恵一）

市長。

○市長（菊地健次郎）

今雨森議員がおっしゃった南門復元の際には、管理棟と番人、防犯カメラですか、その辺まで当然考えなくちゃいけないかなというふうには思います。

それから、弓道の件で決断しなくちゃいけないんじゃないかなというふうな話もありましたけれども、これは私のほうから逆にお願いしたいなというふうに。というのは、万葉まつりの射礼、要するに弓道は、私が発言してお願いしてやってもらったという経緯がございますし、前教育長の櫻井教育長は「二中に弓道場を持ってこられなかったのが私の本当に一番心の痛いところです」という話をされております。ですから、そのことは菊地教育長もよくよく知っているわけございまして、やりたい気持ちは当然あるというふうに私は思います。文武両道というのは、そのこともあわせて本当は考えたい。職員も、職員で何とか指導できる方もいらっしゃるので、できればそういう方でもいいんじゃないのと言うけれども、ところが子供たちが弓道はどうもというふうな感じでというふうなことで先ほど伺ったんですけれども、そんなこともあるわけございまして、希望だけは各中学校、全部4校とも弓道ができるという体制づくりに将来的には持っていきたいという思いは山々してございますので、ぜひ御理解をよろしくお願いいたします。（「教育長も一言」の声あり）

○議長（板橋恵一）

教育長、答弁あるの。市長が言ったとおりの答弁じゃないの。教育長。

○教育長（菊地昭吾）

今日はこのとおり述べたとおりです。

○議長（板橋恵一）

お諮りいたします。本日の会議はこの程度にとどめ、延会いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（板橋恵一）

御異議なしと認めます。よって、本日はこれにて延会することに決しました。

あす午前 10 時から本会議を開きます。

本日はこれにて延会いたします。

午後 3 時 18 分 延会

以上、地方自治法第 123 条第 2 項の規定によりここに署名する。

平成 25 年 12 月 17 日

議 長 板 橋 恵 一

署名議員 佐 藤 恵 子

同 森 長一郎